

地域共生社会の実現に向けた住まいのあり方について

国土交通省
法務省
法務省
厚生労働省

中国地方整備局建設部都市・住宅整備課課長補佐
広島矯正管区成人矯正調整官
中国地方更生保護委員会調整指導官
中国四国厚生局地域包括ケア推進課長

坂井 裕一
阿部 高史
小山 亮平
齋藤 良雄

住まいに課題を抱える人に対する支援施策の全体像

■ **高齢者、低所得者、障害者、子どもを養育している者、刑務所出所者**(保護観察・更生緊急保護対象者)等の住生活の課題に対し、
ソフト面（訪問などによる見守り支援、連帯保証人や緊急時の連絡先の確保など）と
ハード面（住宅確保要配慮者の入居を拒まない低家賃の住宅の確保など）の両面から総合的に支援

目的

大家の不安

対応策（国土交通省・厚生労働省・法務省とで連携）

安心して地域で暮らせる住まいと支援の確保

事故・騒音等の
トラブル

見守りなどの居住支援の推進

- 居住支援法人の指定の促進による居住支援の推進
- 高齢者等の居住と生活の一体的な支援の横展開
- 生活困窮者や被保険者の居宅移行支援
- 障害者の地域生活支援
- 地域共生社会の推進（改正法に基づく新たな事業の施行）

孤独死等

単身入居者の死亡時の対応

- 残置物の円滑な処理に関連する制度等の周知等

家賃滞納

家賃支払いの確保

- 住宅扶助代理納付の活用
- 住居確保給付金の活用
- 登録家賃債務保証業者の活用
- セーフティネット住宅の家賃低廉化の活用

○登録手数料の無料化・減免の推進や登録手続きの簡素化に加え、制度の一層の周知を図りセーフティネット住宅の登録を更に促進

セーフティネット受託の登録促進

- 各省連携協議会の拡充
- 市町村居住支援協議会の設立促進

福祉・住宅その他の行政の連携強化

厚生労働省・国土交通省・法務省の連携

住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定・自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けた3省間での連携を強化

住まい支援の連携強化のための連絡協議会

福祉分野・住宅分野等のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省、法務省の関係局及び各関係団体による情報共有や協議を行う標記連絡協議会を設置（令和2年8月に第1回を開催）

構成員

<厚生労働省>

子ども家庭局長
社会・援護局長
障害保健福祉部長
老健局長

<国土交通省>

住宅局長

<法務省>

矯正局長
保護局長

※出入国管理庁（ワザバー）

<福祉関係団体>

- ・全国社会福祉協議会
- ・一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
- ・特定非営利活動法人 ホームレス支援全国ネットワーク
- ・特定非営利活動法人 日本相談支援専門協会
- ・公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
- ・全国児童養護施設協議会
- ・全国母子寡婦福祉団体協議会
- ・一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会

<住宅・不動産関係団体>

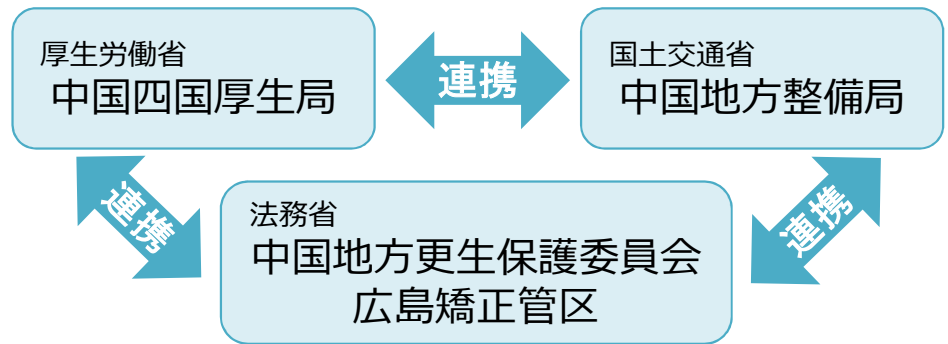
- ・一般社団法人 全国居住支援法人協議会
- ・公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会（日管協）
- ・公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会（ちんたい協会）
- ・公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会（全宅連）
- ・公益社団法人 全日本不動産協会（全日）

<矯正・保護関係団体>

- ・更生保護法人 全国更生保護法人連盟
- ・認定特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構

地方ブロックにおける福祉・住宅行政等の連携

地方ブロック単位で地方厚生局、地方整備局、地方更生保護委員会・矯正管区が連携して、情報交換やヒアリング等を行うことにより地方公共団体等への支援に取り組む。



居住支援協議会等に係る情報交換会

地域の実情を踏まえた、よりきめ細やかな居住支援を実施するため、居住支援協議会について、体制構築や運営にあたってのハードルを洗い出し、先進事例・関連事例の紹介・意見交換等を通じて、市区町村単位の設立促進等を図る。

三地方支分部局の開催会議の相互参加

<厚生局主催の主な実績>

地域包括ケアに関する市町村向けセミナー 等

<地方整備局主催の主な実績>

居住支援に係る勉強会、居住支援関連会議 等

<更生保護委員会主催の会議（予定）>

福祉事例研究会 等

* 上記のほか、住宅・福祉分野等に係る議題について、随時、相互参加する等により連携を実施

1. 新たな住宅セーフティネット制度について

2. 高齢者に対する居住支援施策について

3. 再犯防止と住まい支援について

地域共生社会の実現に向けた住まいの在り方について

令和3年6月23日

国土交通省 中国地方整備局 都市・住宅整備課

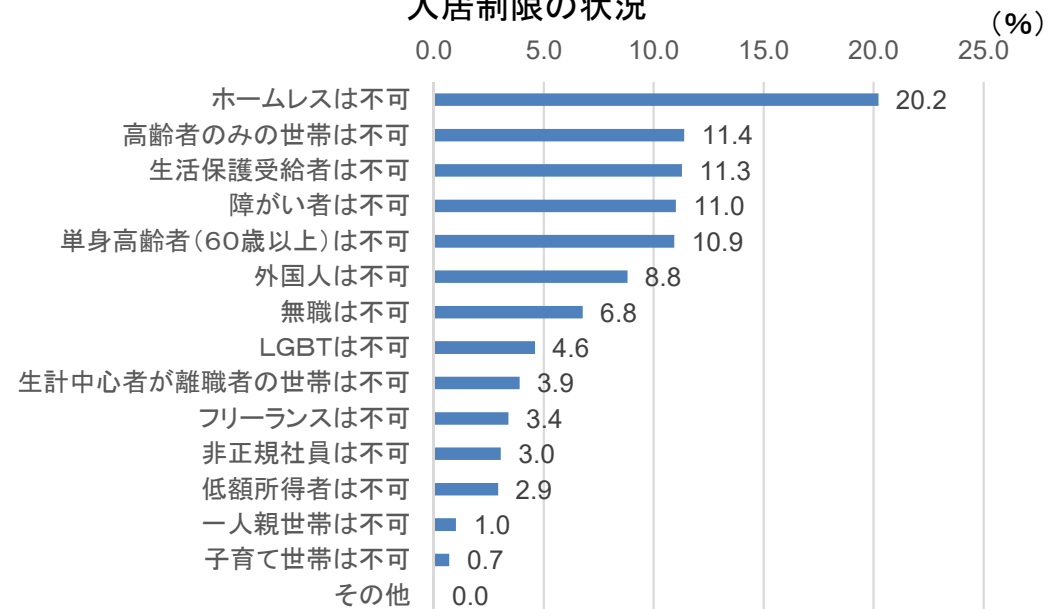
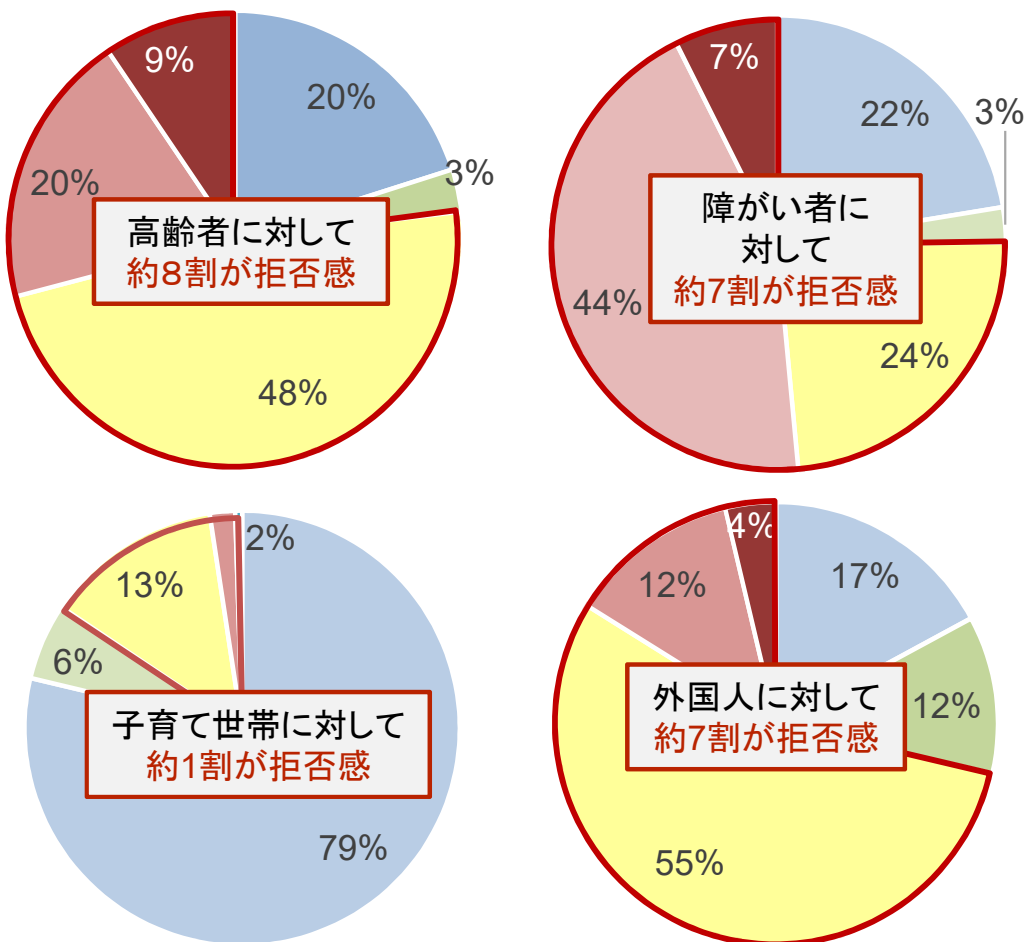
1. 新たな住宅セーフティネット制度

住宅確保要配慮者に対する賃貸人の入居制限の状況

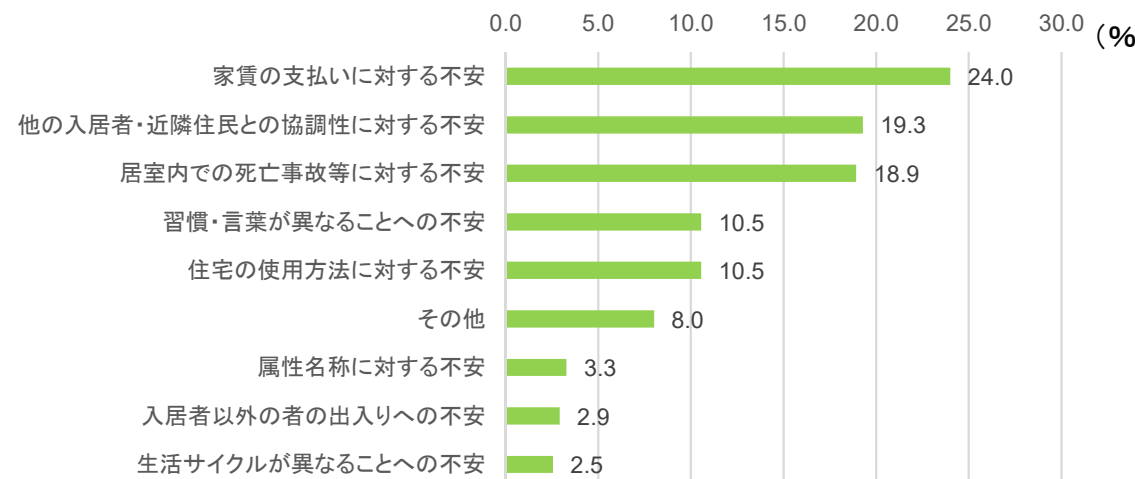
○住宅確保要配慮者の入居に対して、賃貸人の一定割合は拒否感を有しており、入居制限がなされている状況。家賃の支払いに対する不安等が入居制限の理由となっている。

住宅確保要配慮者の入居に対する賃貸人の意識

入居制限の状況



入居制限する理由

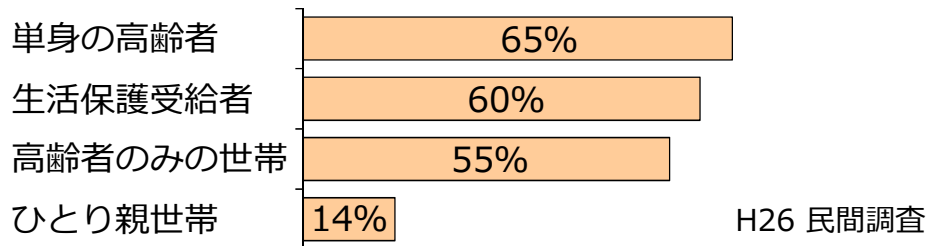


従前と変わらず拒否感はない
 拒否感はあるものの従前より弱くなっている
 従前と変わらず拒否感が強い
 従前より拒否感が強くなっている
 従前は拒否感があったが現在はない

住宅確保要配慮者の状況

- ・ 高齢者の単身世帯が大幅増
(H27) 601万世帯 → (R7) 701万世帯
- ・ 若年層の収入はピーク時から 1 割減
【30歳代給与】 (H9) 474万円 → (H27) 416万円
- ・ 子どもを増やせない若年夫婦
【理想の子ども数を持たない理由】
- 家が狭いから：16.0%
- ・ 特にひとり親世帯は低収入
【H26年収】 ひとり親 296万円
⇔ 夫婦子育て世帯 688万円
- ・ 家賃滞納等への不安から入居拒否

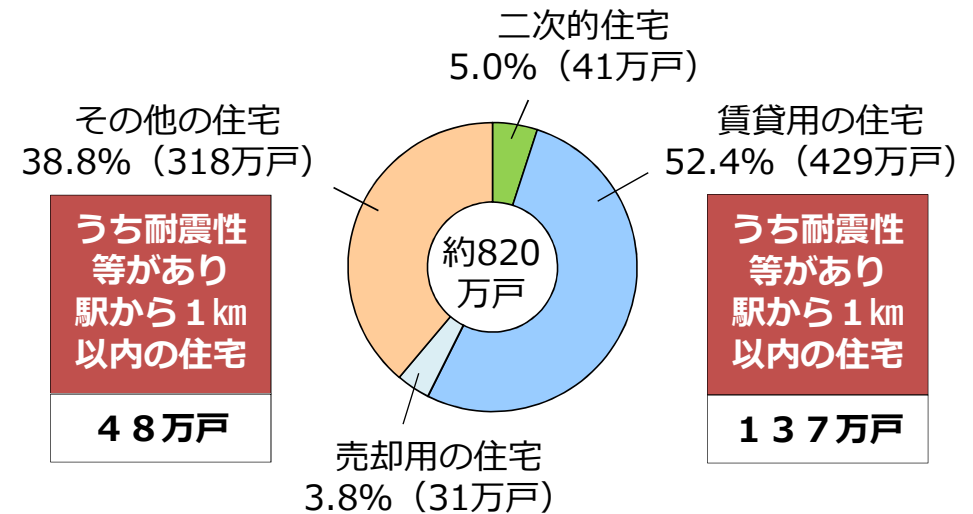
【大家の入居拒否感】



住宅ストックの状況

- ・ 総人口が減少する中で公営住宅の大幅増は見込めない
【管理戸数】
(H17) 219万戸 → (H26) 216万戸
- ・ 民間の空き家・空き室は増加傾向
(H15) 659万戸 → (H25) 820万戸

【空き家・空き室の現状】



空き家・空き室を活用し、住宅セーフティネット機能を強化

新たな住宅セーフティネット制度の概要

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

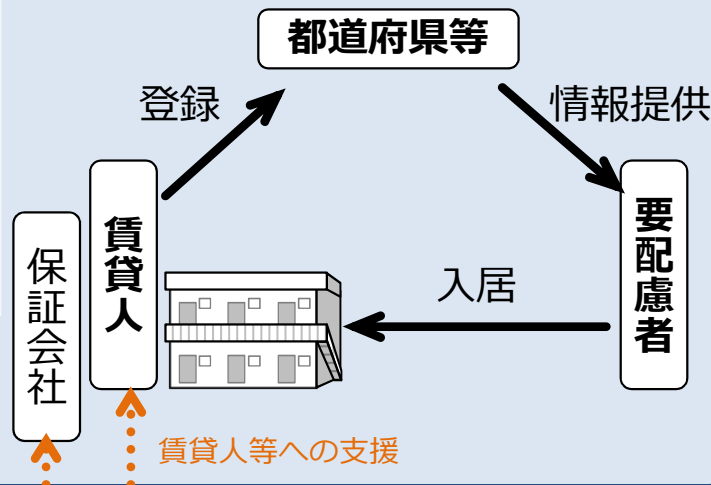
① 要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度

○登録基準

- ・要配慮者の入居を拒まないこと
- ・面積：原則25㎡以上
※シェアハウスに関し、別途、専用居室面積(9㎡/人以上)等の基準あり
- ・地方公共団体が強化・緩和可能

登録戸数：81,893戸（9月30日時点）
申請済戸数：189,424戸（9月30日時点）

セーフティネット住宅



② マッチング・入居支援

居住支援協議会

不動産関係団体

宅地建物取引業者
賃貸住宅管理業者、家主等

居住支援団体

居住支援法人
社会福祉法人、NPO等

地方公共団体

(住宅部局・福祉部局)

居住支援法人

入居支援等

居住支援活動への支援

③ 国と地方公共団体等による経済的支援

○改修費補助

- ・補助対象工事：
 - ①シェアハウス化
 - ②バリアフリー化
 - ③防火・消火対策
 - ④子育て世帯対応
 - ⑤耐震化
 等の工事
- ・補助率：国1/3、地方1/3
- ・補助限度額：100万円/戸（国・地方計）等

○家賃低廉化補助

- ・対象世帯：月収15.8万円以下の世帯
- ・補助率：国1/2、地方1/2
- ・補助限度額：4万円/月（国・地方計）
- ・補助期間：原則10年以内
※ 入居機会の公平性を確保するため、原則として、賃貸人が入居者を公募することが要件

○家賃債務保証料補助

- ・対象費用：家賃債務保証料
- ・補助率：国1/2、地方1/2
- ・補助限度額：3万円（国・地方計）

○居住支援活動補助

- ・対象：居住支援協議会
居住支援法人
- ・補助対象費用：
 - ①制度の周知、登録促進
 - ②入居時の相談、マッチング
 - ③入居中の見守り、緊急対応
 - ④死亡・退去時の家財整理
 等
- ・補助限度額：1,000万円
（外国人の支援の場合1,200万円）

法律で定める者

- ① 低額所得者
(月収15.8万円(収入分位25%)以下)
- ② 被災者(発災後3年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 障がい者
- ⑤ 子ども(高校生相当まで)を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

国土交通省令で定める者

- ・ 外国人等
(条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者など)
- ・ 東日本大震災等の大規模災害の被災者
(発災後3年以上経過)
- ・ 都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者
 ※ 地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT、UIターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者などが考えられる。

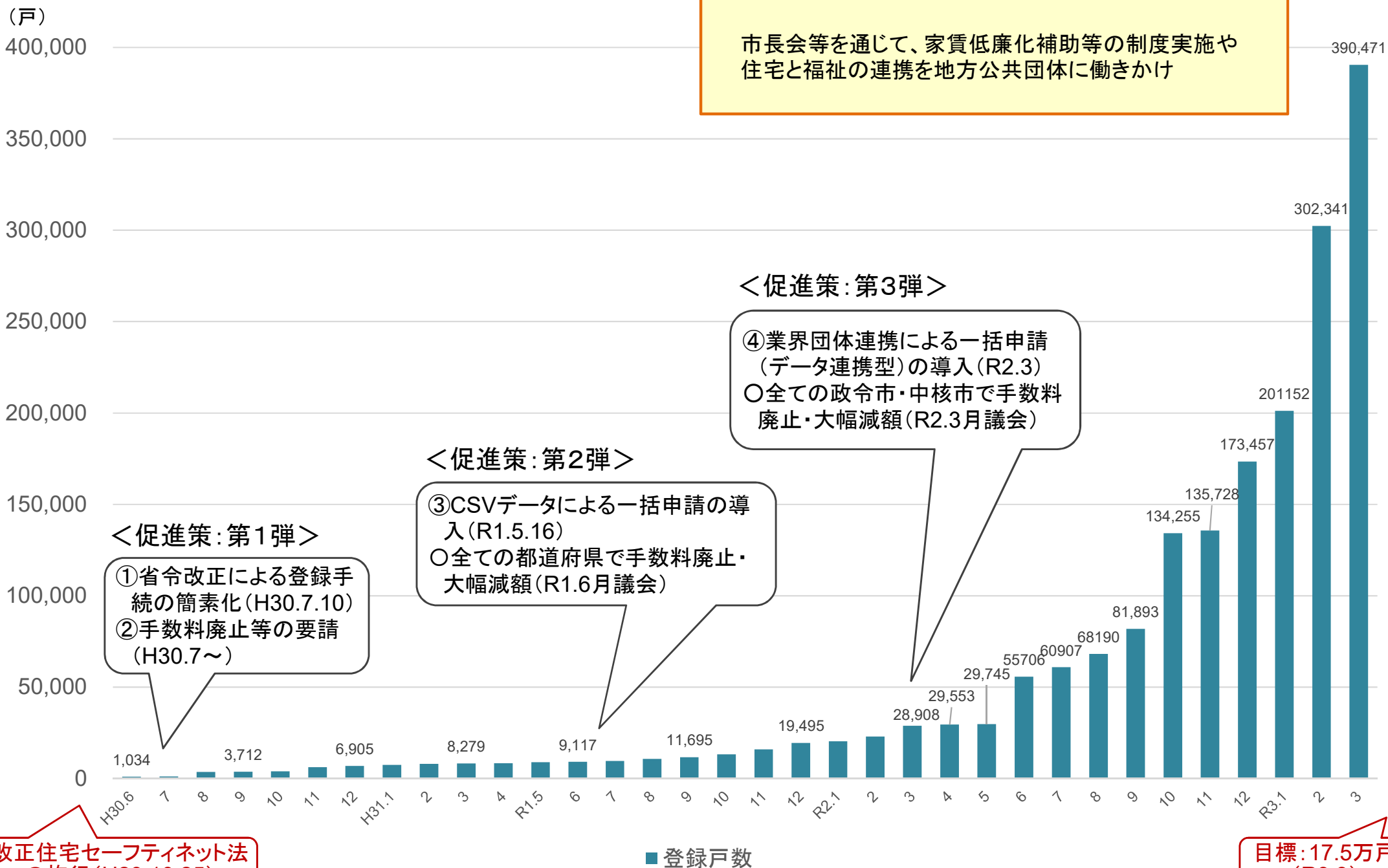
新たな住宅セーフティネット制度の施行状況(R3.3.31時点)

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律
（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

【新たな住宅セーフティネット制度の施行状況】

	施行状況	備考
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録	390,471戸 (47都道府県) ※受付・審査中の132,389戸を合わせると522,860戸	北海道6,840戸、青森県1,953戸、岩手県7,482戸、宮城県10,404戸、秋田県102戸、山形県5,168戸、福島県14,543戸、茨城県6,185戸、栃木県930戸、群馬県4,592戸、埼玉県43,516戸、千葉県34,126戸、東京都39,469戸、神奈川県9,530戸、新潟県5,557戸、富山県645戸、石川県278戸、福井県110戸、山梨県387戸、長野県856戸、岐阜県276戸、静岡県29,306戸、愛知県57,208戸、三重県405戸、滋賀県206戸、京都府5,945戸、大阪府35,378戸、兵庫県23,088戸、奈良県908戸、和歌山県198戸、鳥取県1,683戸、島根県331戸、岡山県6,304戸、広島県76戸、山口県883戸、徳島県102戸、香川県12,567戸、愛媛県201戸、高知県14戸、福岡県6,903戸、佐賀県16戸、長崎県75戸、熊本県15,040戸、大分県446戸、宮崎県35戸、鹿児島県193、沖縄県11戸
居住支援法人の指定	380者 (47都道府県)	北海道26者、青森県2者、秋田県1者、岩手県3者、宮城県7者、山形県2者、福島県6者、茨城県4者、栃木県5者、群馬県2者、埼玉県9者、千葉県17者、東京都35者、神奈川県14者、新潟県3者、富山県1者、石川県5者、福井県5者、山梨県3者、長野県1者、岐阜県4者、静岡県5者、愛知県22者、三重県3者、滋賀県4者、京都府13者、大阪府56者、兵庫県15者、奈良県6者、和歌山県8者、鳥取県2者、島根県1者、岡山県8者、広島県4者、山口県4者、徳島県1者、香川県3者、愛媛県7者、高知県3者、福岡県26者、佐賀県3者、長崎県3者、熊本県14者、大分県6者、宮崎県1者、鹿児島県2者、沖縄県5者
居住支援協議会の設立	105協議会	47都道府県 60市区町(北海道札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、日野市、狛江市、多摩市、西東京市、横浜市、鎌倉市、川崎市、小海町、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、岐阜市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、徳島県東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、熊本市、合志市、とくのしま(徳之島町・天城町・伊仙町))
供給促進計画の策定 ※家賃債務保証業者の登録：76者	36都道府県 15市町	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、旭川市、盛岡市、いわき市、茂木町、西東京市、横浜市、川崎市、相模原市、長泉町、岡崎市、加古川市、倉敷市、福岡市、熊本市、大分市

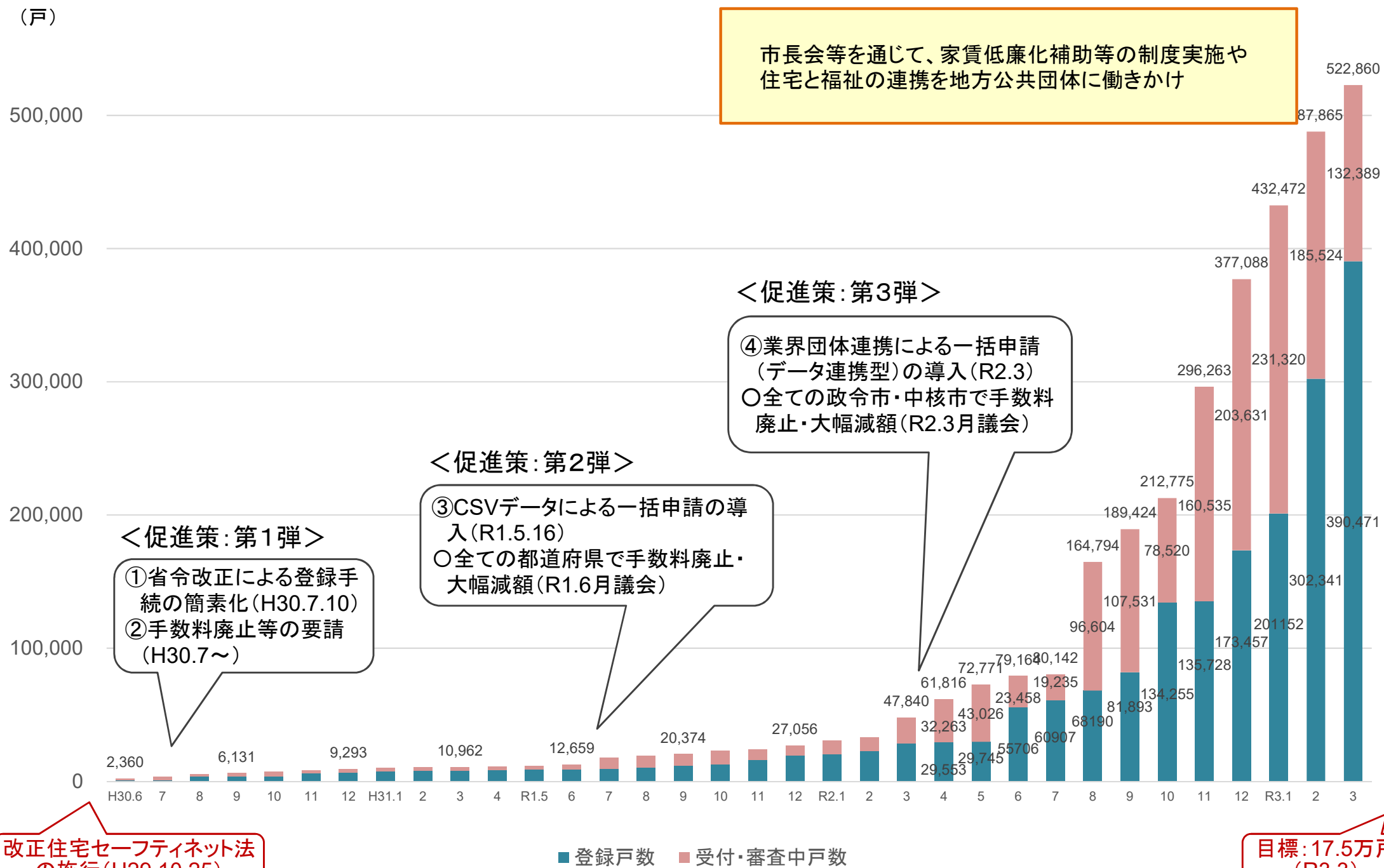
セーフティネット登録住宅の登録戸数の月別推移(H30.6~R3.3)※月末時点



改正住宅セーフティネット法の施行(H29.10.25)

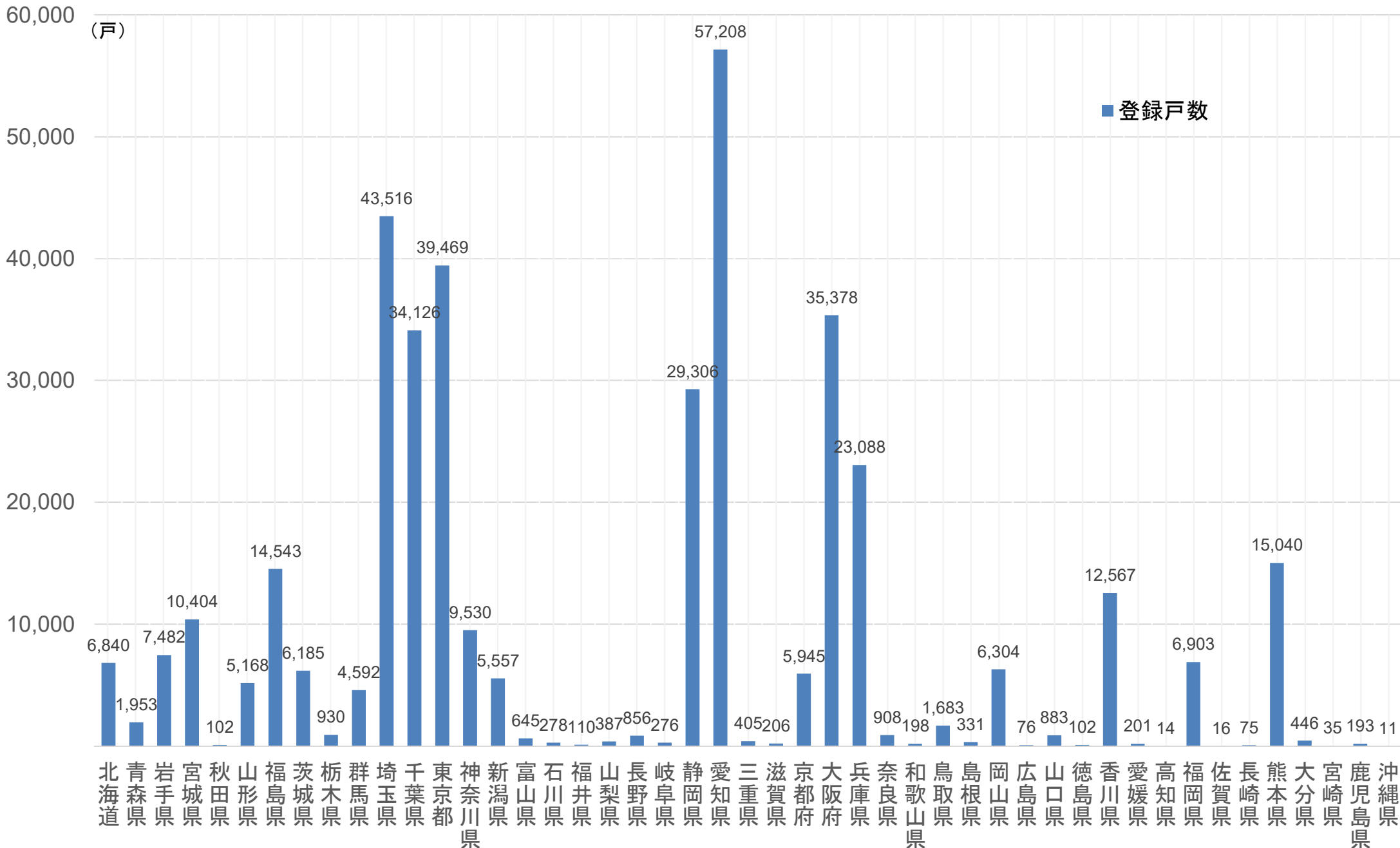
目標: 17.5万戸 (R3.3)

セーフティネット登録住宅の登録戸数の月別推移(H30.6~R3.3)※月末時点



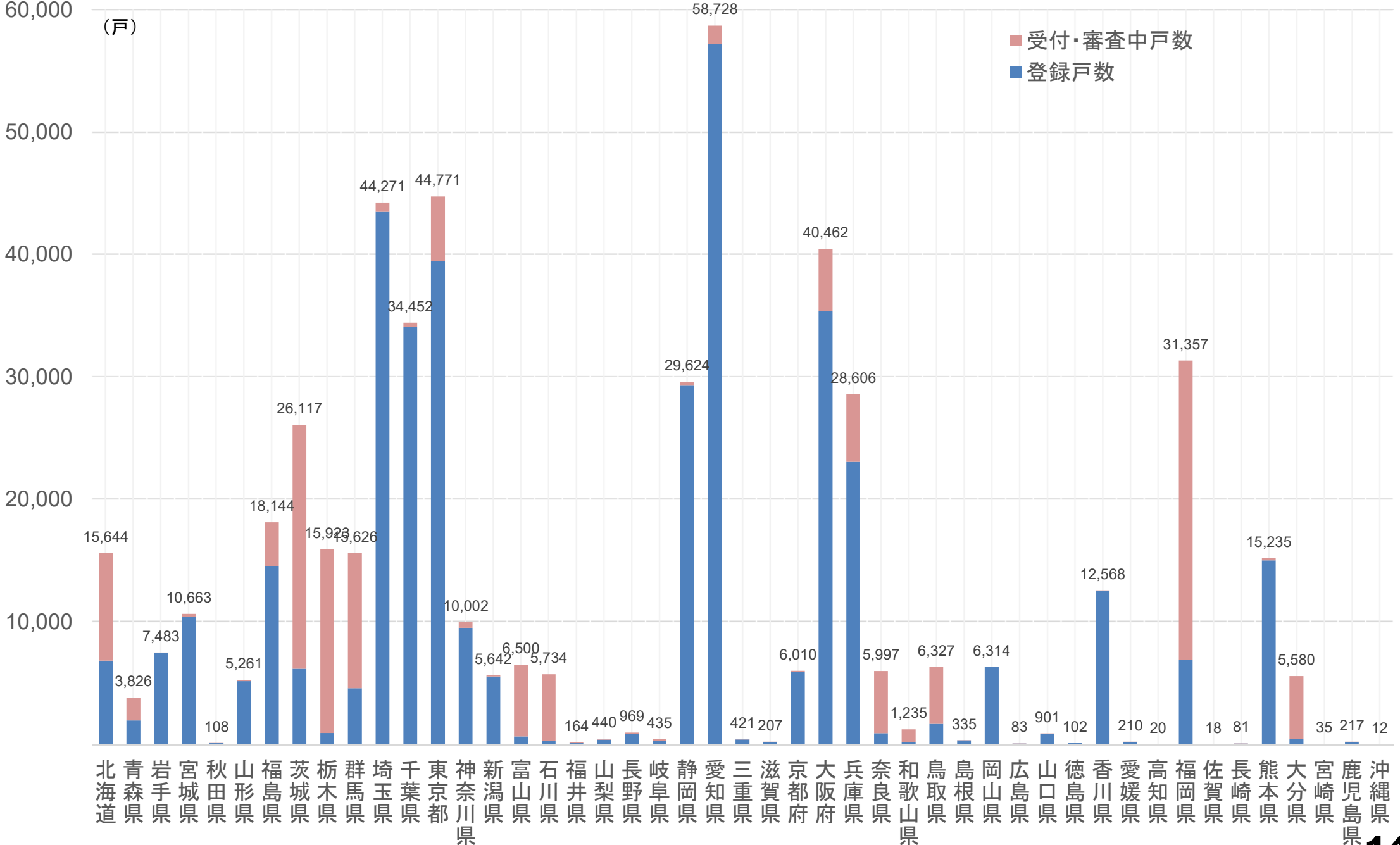
セーフティネット住宅の都道府県別登録戸数(R3.3.31時点)

【都道府県別セーフティネット住宅登録状況】



セーフティネット住宅の都道府県別登録戸数(受付・審査中を含む)(R3.3.31時点)

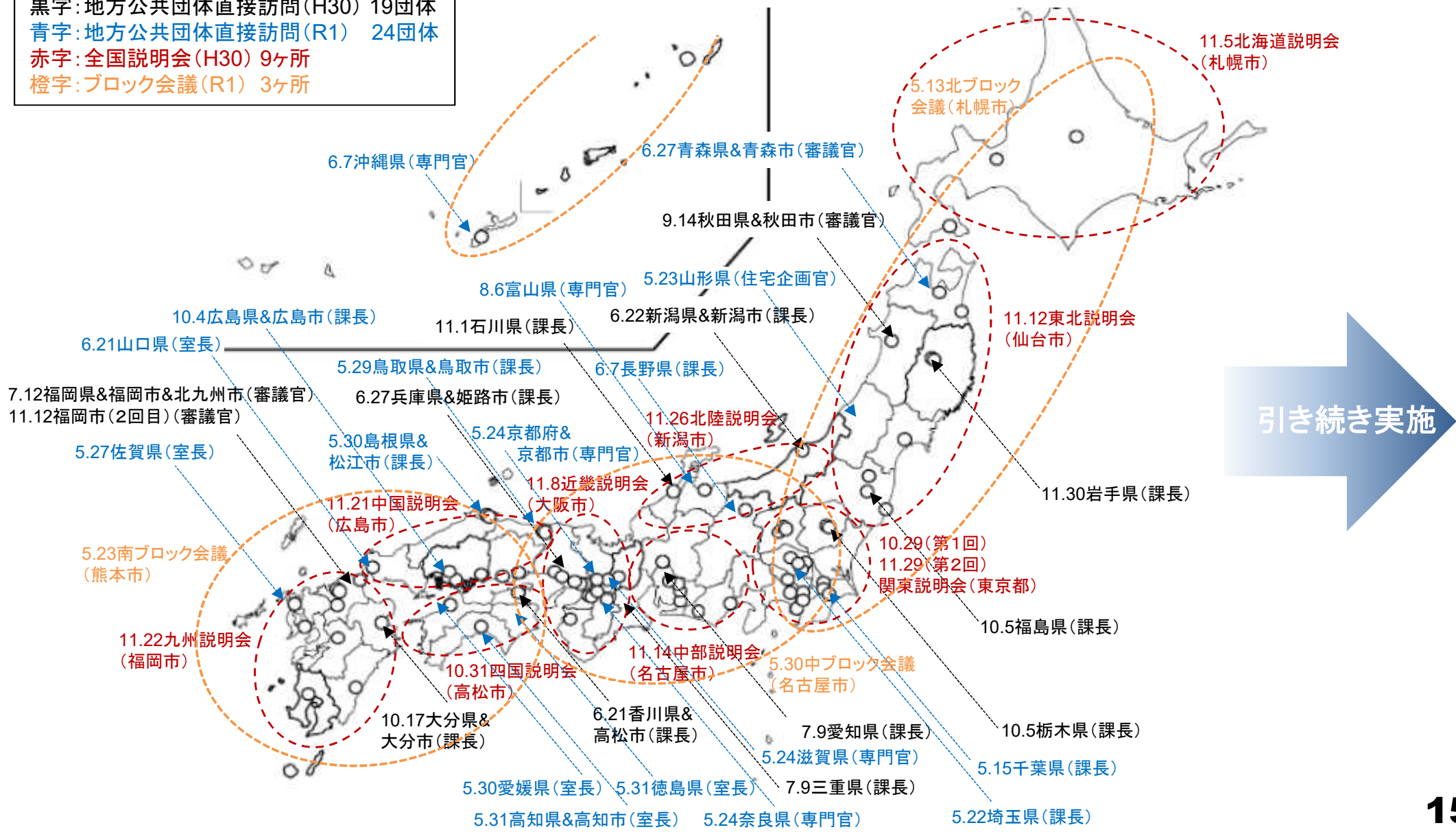
【都道府県別セーフティネット住宅登録状況】



地方公共団体への直接訪問や全国説明会等(R2.3.31時点)

セーフティネット住宅の登録促進等に向け、**住宅局の職員が地方公共団体を直接訪問**して取組の推進を促すとともに、各地の取組状況等に係る**全国説明会やブロック会議等**を開催。

黒字: 地方公共団体直接訪問(H30) 19団体
 青字: 地方公共団体直接訪問(R1) 24団体
 赤字: 全国説明会(H30) 9ヶ所
 橙字: ブロック会議(R1) 3ヶ所



地方公共団体における登録促進に係る取組(R2.2時点)

大阪府の取組

○大阪府では、居住支援協議会活動支援事業(国補助)も活用して事務員を2名雇用し※、個別の事業者に対するセーフティネット住宅の登録のお願いや登録申請に係る申請支援(代行入力)を実施することで、R1年度は約1000戸(R2.1.31時点)を登録。
 ※協議会で1名(国補助金で雇用(補助金期間以外は協議会会費で雇用))、協議会事務局である府公社で1名(国補助金で雇用)

○また、旧雇用促進住宅の住宅を管理するビレッジハウス・マネジメント(株)の住宅※について、以下の流れで申請支援(代行入力)を行い、H30年度内に4,256戸を登録済み。

- ①ビレッジハウスで申請システムのアカウント登録
- ②ビレッジハウスから府協議会に、申請に必要なデータを送付
- ③府協議会で申請システムに代行入力
- ④ビレッジハウスで確認の後、申請
- ⑤大阪府や各政令市・中核市で審査・登録

※ビレッジハウスでは全国約1,000件、10万戸の旧雇用促進住宅についてリノベーションを行い、敷金・礼金・手数料・更新料の不要な月2万円台からの賃貸住宅を提供。

○その他の事業者に対しても、適宜申請支援(代行入力)を実施。



<ビレッジハウス忠岡1号棟>

名古屋市の取組

○名古屋市では、以前より独自で高齢者の受入れにあたり見守りサービスの商品開発や大家への啓発を進めていた(株)ニッショー(仲介業者)に協力依頼を行い、大家の物件をニッショーが代行入力することで、942戸(R2.2.29時点)を登録済み。

山梨県の取組

○山梨県では、賃貸住宅を扱う宅建業者の許可等の手続きの機会を捉えた制度説明・登録依頼を行うとともに、主に宅建業者への個別訪問を実施し、宅建業者が大家の許可を得た上でその場で県担当者がサポートしながら代行入力を行うことで、386戸(R2.2.26時点)を登録済み。

鳥取県の取組

○鳥取県では、居住支援協議会活動支援事業(国補助)を活用して県協議会が住宅確保要配慮者の入居支援のために「あんしん賃貸相談員」を雇用し、相談員による賃貸人の個別訪問を通じて登録をお願いしている。
 ○また、システム登録必須項目を抽出した独自のエントリーシートを県ホームページ等により賃貸人へ広く配布し、エントリーシートを提出した賃貸人に対して県担当者による登録申請支援(代行入力)を実施することで、787戸(R2.2.28時点)を登録済み。

不動産事業者の取組について有限会社パルホームサービス(千葉県船橋市)

■ 会社概要

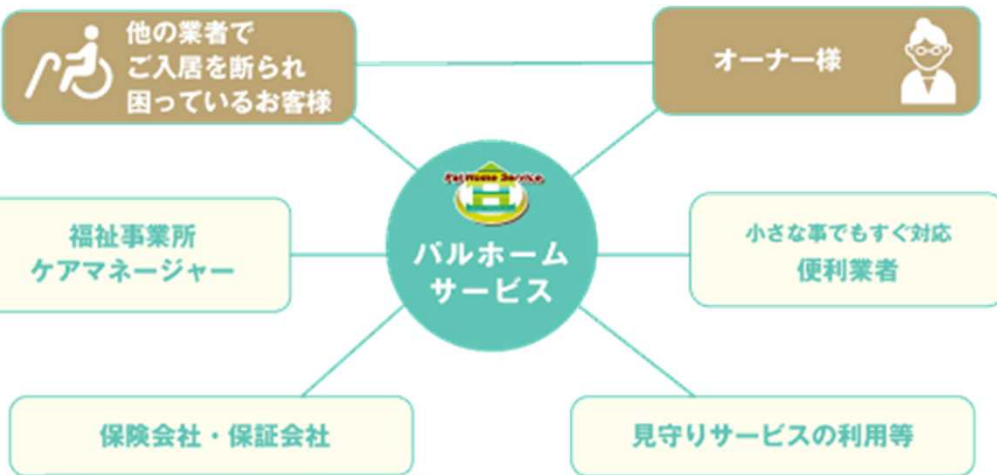
地元密着型の昔ながらの「まちの不動産屋さん」
 地元の人に愛されるようお金にはならなくても細かいサービスを心掛けており、地域のイベントにも積極的に参加している。

■ 支援している住宅確保要配慮者

高齢者をはじめ、精神障害者や知的障害者など

■ 支援の方法

福祉関係者と連携し、株式会社あんの提供する「生活サポート付き住居」の紹介や対象者の状況に応じた見守りサービスを提案。大家の不安を取り除くことで入居につなげる。



■ 居住支援に取り組むきっかけ

- ◆本格的に取り組むようになったのは、地域コミュニティで障害者自立支援を行う福祉関係者と知り合ったことがきっかけ。
- ◆以前は、精神障害者や知的障害者などは断っていたが、近隣にある大学の移転によりワンルーム物件の空室が増えてきたことから物件を求めている住宅確保要配慮者と空き物件のマッチングを行えるのではないかと考えた。

■ 居住支援に取り組むことのメリット

空室に悩むオーナーからの信頼獲得

自社管理物件が増加

大家は安定収入を得られるので感謝されることが多く、仲介した物件の大家より直接管理してほしいと依頼されることもある。



岩井社長

大家さんには丁寧な説明を心掛けています。信頼してくれる大家さんや同業他社が増えると、入居を拒まない物件が増えてきます。

近隣住民に会社のことを知ってもらうことや、ちょっとした困りごとに対応するため、「パルともだより」を近隣の方に配布し、「高齢者見守り隊」として困りごとに対応しています。



田尻会長(創業者)

■ 会社概要

「手すりの取付工事」を原点として、建築事業、福祉用具貸与・販売事業、介護事業、障がい者支援事業など、幅広く手掛ける。高齢者や障がい者が在宅で暮らし続けられるような環境づくりをしていきたい。不動産事業としては、土地・建物の売買・賃貸・管理のほか、高齢者住宅のあっせんを行っている。



サービス付き高齢者住宅を6棟手掛ける。自立度に応じて住み替えることによって、高齢者の住まいの不安に応えることができる。

■ 支援の方法

管理不動産の担当者によって、オーナーに入居者がどんな人なのか伝えることすらできないことが多い。「高齢者」という属性だけが伝わってしまい入居を断られることもある。きちんとオーナーにまで情報が伝わるよう、管理不動産にまで出向き「ここまでのことを伝えてください」と丁寧に1から説明している。

■ 居住支援に取組むきっかけ

福祉用具レンタルなどについて、介護事業所やケアマネジャーに営業をかけるなかで住まいを探すのに困っているという相談を受けることが多い。有料老人ホームの紹介事業もやっているの、それと合わせて賃貸物件を探している。

■ 居住支援に取組むことのメリット

ケアマネジャーからの信頼獲得

介護などほかの事業につながってくる

うちを信頼して住宅確保要配慮者を紹介してくれる方は、継続的に仕事をくれる。また、転居に際し家の売却を依頼してくれることもある。



嶋田代表

障がい者支援をしていて、住まいの問題が大きいと気が付きました。障がい重い場合は行き場がありますが、かえて軽い方の行き場がないです。障がい者の受け皿を今後は作ってみたいです。



不動産課 住友課長 18

少しずつではありますが、生活保護受給者の代理納付についてなど、大家の理解が増えてきています。入居者の状況をしっかり伝えることができれば違います。

■ 会社概要

賃貸を中心に、あっせん、管理を行っている。55年前、この地域の不動産業者のさきがけとして創業した。オーナーから慕われており、管理物件が多い。

■ 支援の方法

- ◆老人ホームなどを紹介するシニアライフ事業部を立ち上げたことから、福祉関係者とのつながりができ、地域包括や老人ホームから転居の相談がある。
- ◆65歳を超えた方には、入居者負担でホームネットと全保連を2重に使うことを必要としている。このことによってオーナーの理解を得られやすい。
- ◆入居者トラブルが起きた場合、「出て行ってくれ」というのはもったいないので自社管理物件に引っ越していただく。管理物件が多いので転居先は探しやすい。

■ 居住支援に取り組むきっかけ

- ◆オーナーに空き部屋対策案を紹介しようとしていたところ、HPで大阪あんしんあんぜん賃貸登録住宅制度を知り登録を行った。それがきっかけで府の担当者と知り合い、一緒にバナーやのぼりづくりなどに取り組んできた。
- ◆住宅に困っている方の架け橋になりたい。空き室が22%ほどあるので、これを使わない手はない。

■ 居住支援に取り組むことのメリット

地域の社会貢献

地域包括ケアの一つとして考えており、高齢者が住まいを確保できるようになった。



大阪府とともに作った登録住宅の標示



登録物件は、数よりも「エレベーター付き」「手すり付き」などの個性があるべきだと思います。セーフティネット住宅を検索すればそのような物件が探せるようにということが重要です。

実際に会ってみると、障がいなどに特化した物件でなくてもご自分で生活できるという方もいらっしゃる。間に不動産業者が入りこのことをオーナーに伝えることで協力を得やすくなります。



リスク軽減のサービスを提案することによりオーナーの不安を解消している

2. 居住支援に係る取組

要配慮者に対する入居制限の状況・理由と必要な居住支援策

全国の不動産関係団体等会員事業者へアンケート調査（令和元年度実施、回答数1,988件）

世帯属性	入居制限の状況		入居制限の理由 (複数回答)		必要な居住支援策（複数回答） ●50%以上 ◎40~49% ○30~39%						
	制限している	条件付きで制限している	第1位 (%)	第2位 (%)	入居を拒まない物件の情報発信	家賃債務保証の情報提供	契約手続きのサポート	見守りや生活支援	入居トラブルの相談対応	金銭・財産管理	死亡時の残存家財処理
高齢単身世帯	5%	39%	孤独死などの不安(82%)	保証人がいない、保証会社の審査に通らない(43%)		◎ (49%)		● (61%)			● (61%)
高齢者のみの世帯	3%	35%	孤独死などの不安(60%)	保証人がいない(46%)	○ (32%)	◎ (48%)		● (58%)			● (50%)
障がい者のいる世帯	4%	35%	近隣住民との協調性に不安(52%)	衛生面や火災等の不安(28%)	◎ (42%)	○ (32%)		● (60%)	◎ (48%)		
低額所得世帯	7%	42%	家賃の支払いに不安(69%)	保証会社の審査に通らない(54%)	○ (37%)	● (61%)		○ (31%)	○ (38%)	○ (37%)	
ひとり親世帯	1%	14%	家賃の支払いに不安(50%)	保証会社の審査に通らない(42%)	○ (37%)	● (52%)		◎ (42%)	○ (35%)		
子育て世帯	1%	9%	近隣住民との協調性に不安(40%)	家賃の支払いに不安(34%)	○ (38%)	◎ (43%)		○ (33%)	◎ (47%)		
外国人世帯	10%	48%	異なる習慣や言語への不安(68%)	近隣住民との協調性に不安(59%)	◎ (43%)	◎ (45%)	◎ (44%)		● (76%)		

居住支援協議会の概要

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

概要

(1) 設立状況 98協議会が設立（令和2年5月29日時点）

○ 都道府県（全都道府県）

この他、53市区町村で設立検討中

○ 市区町（51市区町）

（うち17市区町村が令和2年度までに設立予定）

北海道札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、杉並区、板橋区、練馬区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、八王子市、調布市、町田市、日野市、狛江市、多摩市、川崎市、横浜市、鎌倉市、岐阜市、小海町、名古屋市、岡崎市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、熊本市

(2) 居住支援協議会による主な活動内容

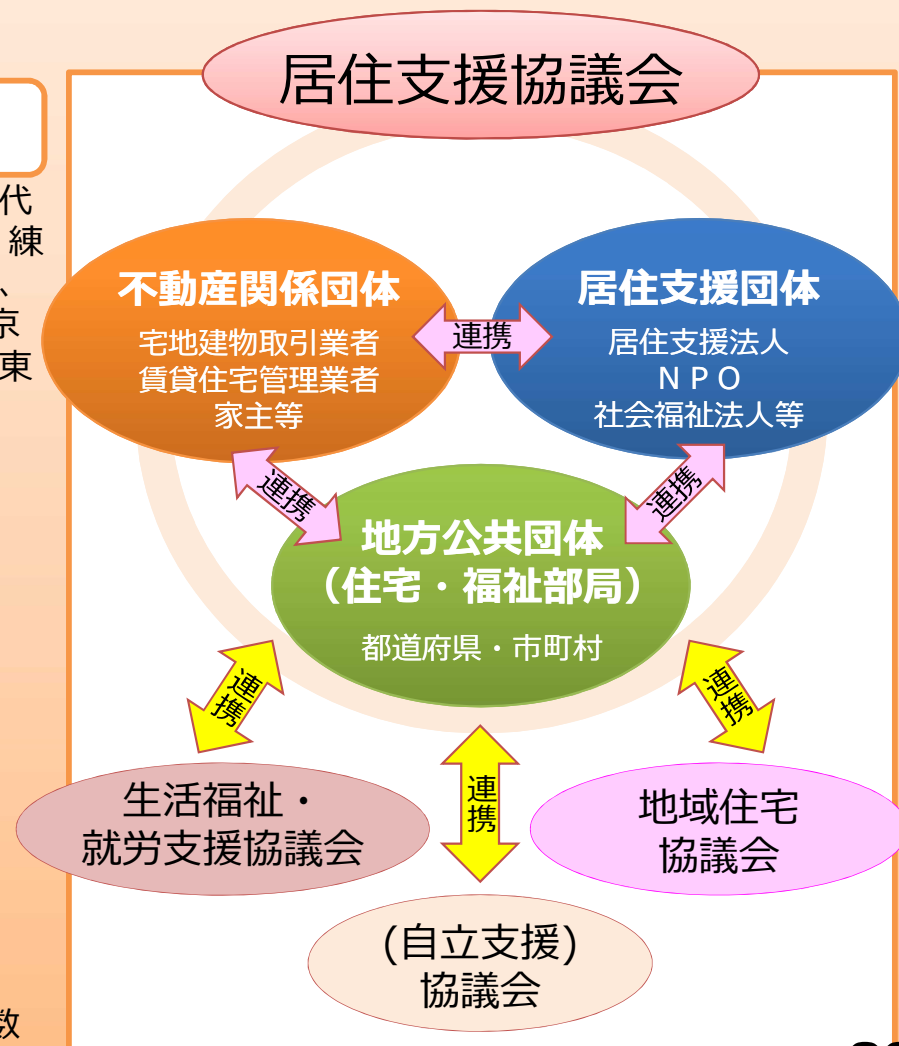
- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施
（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等）
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

(3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援

〔令和2年度予算〕

共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（10.5億円）の内数



1. 居住支援協議会の立上げ支援の例(H30厚労省老健事業による)

四国のほぼ中央の山間部に位置する徳島県東みよし町(人口14,478人)では、企画課の職員が、山間部の高齢者、低所得者等や町外の移住希望者を対象に、平野部の空き家を紹介できる仕組みの構築を発意。(H29)

▶ 有識者を招いた庁内勉強会による取組のきっかけづくり [徳島県東みよし町]

問題意識

- ・空き家対策と居住支援を一体的に進めたい
- ・空き家対策協議会はあるが、移住政策やIターン、Uターンの話になりがちで、居住支援の話にはならない。
- ・庁内他部署の理解が進まない。
- ・どこから進めていいのかわからない。



「居住支援に関する検討会(第1回)」の開催

【出席者】

(東みよし町)副町長、企画課、福祉課、建設課の課長・課長補佐、社協事務局長他(町外)白川教授、牧嶋次長、高齢者住宅財団他

◎次第

1. 挨拶
2. 町の紹介・取組の概要
3. 居住支援の進め方
4. 意見交換・質疑応答



外部有識者の働きかけによる取組促進

各課の課題と取組の共有

- ・耐震化の問題
- ・公営住宅との住み分け
- ・不動産事業者との連携の問題
- ・地域の理解が必要
- ・バリアフリー化の問題
- ・住宅困窮のニーズが顕在化等

アドバイス

- ・具体的な数字を基にした現状と今後の町の在り方を提示。
- ・先進事例を基にした居住支援の在り方を提示。
- ・空き家活用はニーズがあるからこそ実現できる。
- ・戸建ての空き家の使い方と、公共住宅の使い方を整理すべき。
- ・まずは、同じ方向を向いている人と検討をすればよい。
- ・最初から完成形を目指すとは身動きがとれなくなる。
- ・まず、目の前の課題に取り組むべき…等



勉強会実施後

「居住支援に関する検討会」第2回(平成30年10月18日)、第3回(平成30年10月31日)を経て、

★社会福祉協議会から町に「居住支援協議会に取り組みたい」との話が寄せられた。

★(県から)社会福祉協議会が「居住支援法人」として登録してはどうかとの話があったが、「居住支援協議会」として町と社会福祉協議会が一体となり取組む方向となった。

平成31年4月22日 東みよし町居住支援協議会設立!(事務局 社会福祉協議会)



2. 広島県府中市における「官民協働による住宅と福祉によるワークショップ」

主催：広島県府中市 協力：高齢者住宅財団、中国地方整備局、中国四国厚生局

目的：具体の事例検討を通して居住支援活動を疑似体験し、福祉・住宅両部局の制度・施策・実務への相互理解を深め、連携の意義・課題を掘り下げる。

参加者：行政福祉部局 長寿支援課、地域福祉課、健康医療課、女性こども課
行政住宅部局 まちづくり課、整備保全課、企画財政課
行政以外 府中市社協、民生児童委員、NPO法人、不動産業者、等

＜まちづくり課＞空き家問題の解決策について行政として、困っています。助けてください！



＜長寿支援課＞国民年金層が市内の高齢者向け住宅に入居できず、市外に転出せざるをえなくて…。



わがまち(府中市)の住まいの課題について、話し合しましょう



府中市ワークショップ 参加者の感想

- ◆福祉部門：初めてのセミナーに新しい風が吹いたようで、今の府中市に必要と感じた。居住についてあまり考えることがなかったが、勉強したいと思った。普段、連携のない部門(不動産関係)の方と話をすることができた。
- ◆住宅部門：他業種からどのように思われているか(見られているか)認識できた。行政、地域などのつながりが必要であることが分かった。
- ◆その他：市内の様々な立場の方たちが居住支援について議論ができたこと。行政、地域などのつながりが必要であることが分かった。地域のみんなで取り組むことが大事と思った。

(参考)関東地方整備局・関東信越厚生局居住支援ワークショップ(平成29年度)

～家賃滞納により退去を申し渡された高齢单身男性の事例検討～

県・市の住宅・福祉部局の職員が参加



大家の不安は？
生活保護につなげる？
ケアの対象としか見ないのはもったいない！
地元企業での雇用につなげては？

一人のケースから始めてみる！

参加者の感想

- 福祉施策のメニューは様々あるが、住宅部局は知らないし、大家さんも知らないだろう。他方、福祉部局は住宅施策を知らない。両者をとらえる情報提供の場や相談の場が必要では？(住宅)
- 建築と福祉の距離を遠く感じていたが、住まいを探す個人からすれば非常に密接なものだと感じた。お互いのできることを広げていければと思う。(住宅)
- ワークショップは、関係者が同じ方向を向くために役立ちそう。一歩進めるきっかけづくりになると思った。(福祉)



国土交通省

居住支援法人制度の概要

居住支援法人とは

- ・ 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・ 都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人に指定される法人

- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

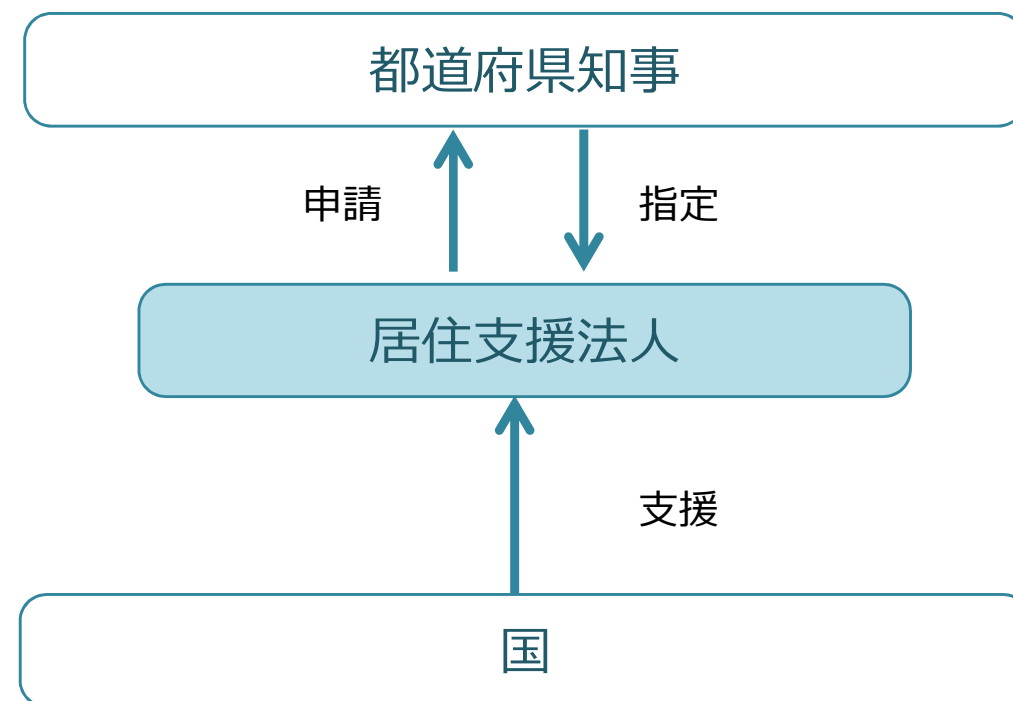
- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

● 居住支援法人への支援措置

- ・ 居住支援法人が行う業務に対し支援（定額補助、補助限度額1,000万円等）。
- ・ [R2年度予算] 共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（10.5億円）の内数

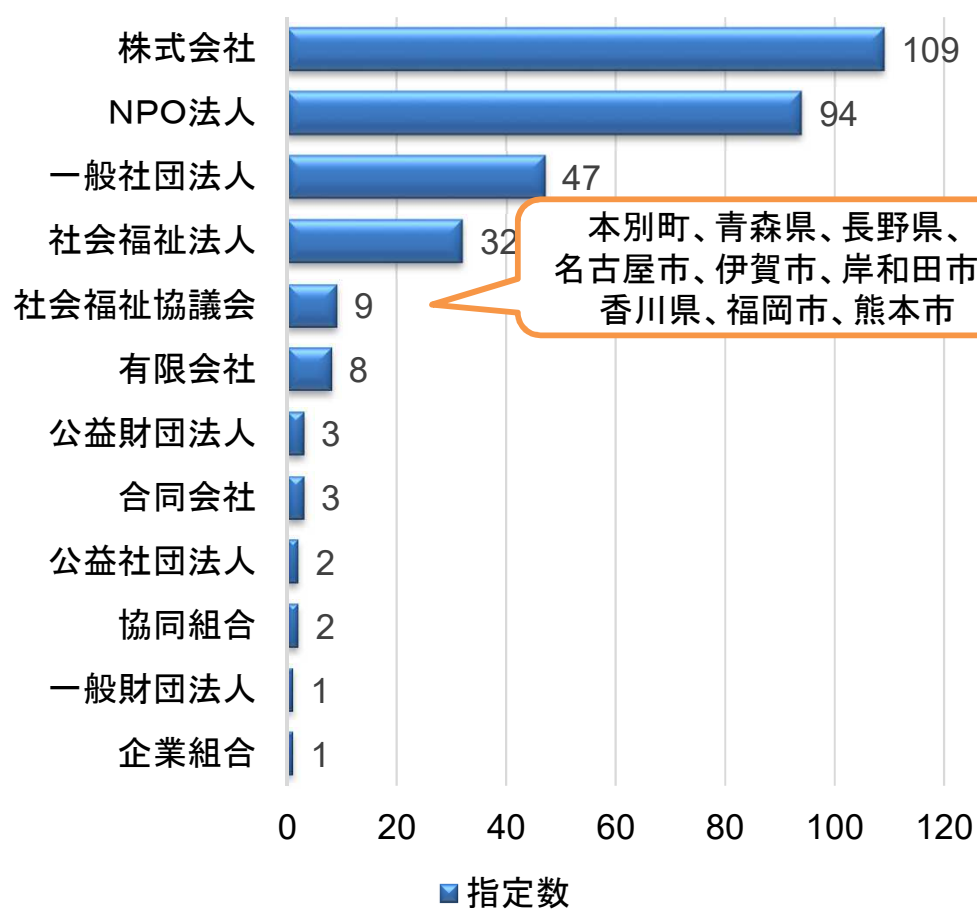
【制度スキーム】



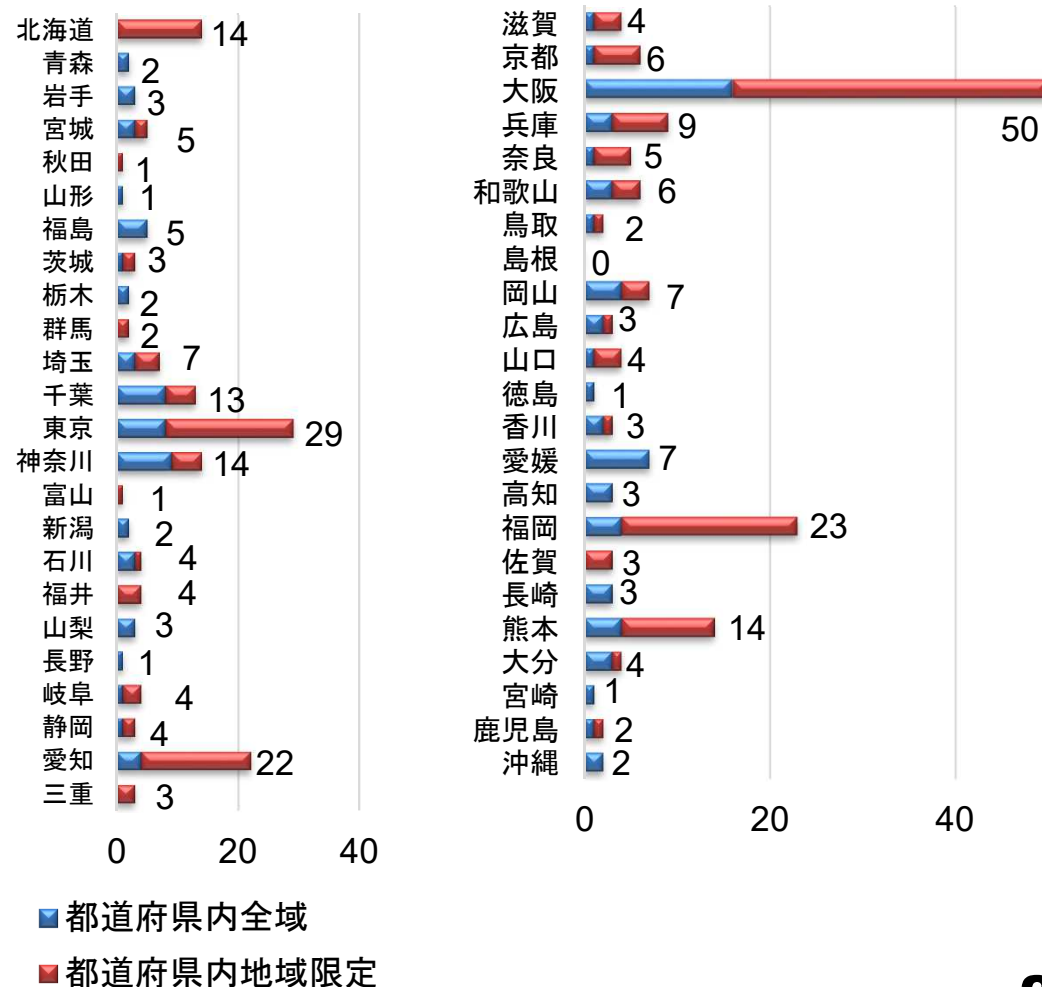
居住支援法人制度の指定状況

- 46都道府県 311法人が指定（R2.5.29時点）
- 法人属性別では、株式会社およびNPO法人の指定が多い状況（全体の約66%）
- 都道府県別では、大阪府が50法人と最多指定。指定実績がないのは1県

■ 法人属性別



■ 都道府県別



①単身の低額所得高齢者に対し、経済的困窮と社会的孤立の両面を支援

○NPO法人 抱樸（福岡）

- ・入居費・生活費の支援、最低限の家財確保等、賃貸住宅へ入居するホームレスの自立支援を実施

②様々な個別ケースに対応するためのネットワークを形成し、居住支援を実施

○NPO法人 おかやま入居支援センター（岡山）

- ・障がい者等の入居支援に向け、医療・福祉・法律・不動産等の専門家が連携するネットワークを形成し、住宅の提供や個別状況に応じた入居後のサポート

③ひとり親子育て家庭に特化した伴走型サポートを実施

○NPO法人 リトルワンズ（東京）

- ・生活的基盤を安定するために必要な社会的スキルを身につける自立サポートを実施
- ・NPOと不動産事業者の連携によるひとり親向け専用のサイトを開設し、空き家・空き室とひとり親世帯をマッチング
- ・社会的・情動的孤立からの救済のため、イベントやセミナーを開催

④外国人に特化し、多言語による入居や退去の相談・支援を実施

○NPO法人 かながわ外国人すまいサポートセンター（神奈川）

- ・多言語コーディネータースタッフによる入居相談の受付
- ・多言語対応の住宅借り方マニュアル等のパンフレット作成
- ・物件説明や契約の際など必要に応じて通訳ボランティアを派遣

⑤要配慮者が希望する物件を法人として借り上げ、居住支援を実施

○社会福祉法人 悠々会（東京）

- ・要配慮者へのヒアリングにより、希望にあった物件を探し、法人として一部屋ごとにサブリース契約を締結。入居後は24時間見守りサービスや日常生活支援を実施

⑥住まいの確保と住まい方の包括支援を社協として実施

○熊本市社会福祉協議会（熊本）

- ・賃貸借契約時に求められる保証を社協が行い、入居時から退去時までの包括的かつ継続的な支援を実施

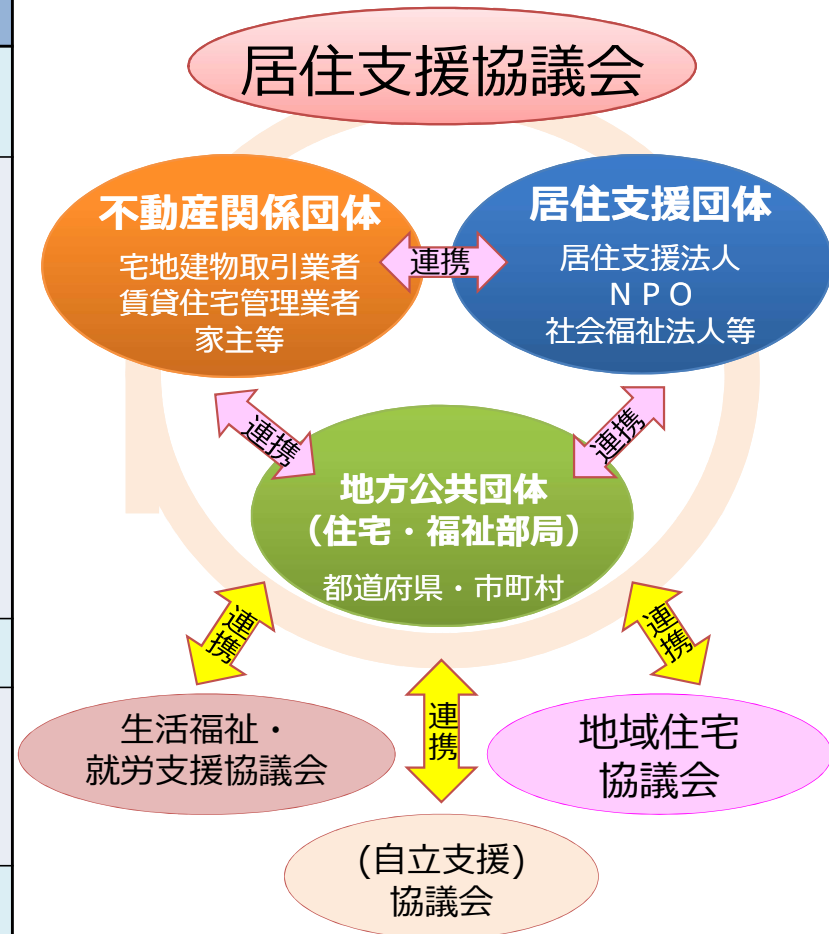
居住支援協議会等への活動支援

令和3年度予算：共生社会実現に向けた住宅セーフティネット
機能強化・推進事業（10.8億円）の内数

別添4

居住支援協議会、居住支援法人または**地方公共団体**等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業に対して補助を行う（事業期間：令和2～6年度）

居住支援協議会等活動支援事業	
事業主体	住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会、居住支援法人または 地方公共団体 等
補助対象事業	① 入居前支援（相談窓口の開設や不動産店・内覧の同行等） ② 入居中支援（見守りや生活相談、緊急時対応等） ③ 死亡・退去時支援（家財・遺品整理や処分、死後事務委任等） ④ セミナー・勉強会等の開催（制度や取組等の周知普及） ⑤ 関係者間のネットワーク形成や拡充に資する取組み ⑥ 地方公共団体において、住まいを含む総合相談窓口を設置する等、住宅・福祉の連携によるモデル的な体制を整備 等 ※居住支援協議会・居住支援法人は①～④が、地方公共団体は⑤⑥が対象事業
補助率・補助限度額	定額 10,000千円/協議会等（なお、外国人の入居の円滑化に係る活動または 空き家等を借りてサブリース方式で支援付きのセーフティネット住宅の運営 を行う場合は 12,000千円/協議会等 ） 赤字はR3年度予算における拡充事項
配分上の重点化	刑務所出所者と障害者の入居の円滑化に係る活動については、重点的に予算を配分する方針



居住支援協議会

- ・ 地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が連携して協議会を設立
- ・ 設立状況；101協議会（全都道府県・53市区町）が設立（R2.11.30時点）

居住支援法人

- ・ 都道府県が、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）、社会福祉法人、居住支援を目的とする株式会社等 を指定
- ・ 設立状況；359者（47都道府県）が指定（R2.11.30時点）

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉行政と住宅行政のより一層の緊密な連携を図るため、**厚生労働省**と**国土交通省**の関係局職員による情報共有や協議を行うための標記連絡協議会を設置。

構成員

<厚生労働省>

社会・援護局長
 社会・援護局審議官（福祉連携、社会、障害保健福祉、児童福祉担当）
 社会・援護局 保護課長
 地域福祉課長
 地域福祉課 生活困窮者自立支援室長
 障害保健福祉部長
 障害保健福祉部 障害福祉課長
 老健局長
 老健局 高齢者支援課長
 子ども家庭局長
 子ども家庭局 家庭福祉課長
 家庭福祉課 母子家庭等自立支援室長

<国土交通省>

住宅局長
 住宅局審議官
 住宅局 住宅政策課長
 住宅総合整備課長
 住宅総合整備課 賃貸住宅対策室長
 安心居住推進課長
 土地・建設産業局長
 土地・建設産業局 不動産課長

開催状況

○第1回連絡協議会（平成28年12月22日）

- ・塩崎厚生労働大臣、末松国土交通副大臣より冒頭挨拶
- ・施策の現状・課題等について両省より報告 等

○第2回連絡協議会（平成29年2月27日）

- ・新たな住宅セーフティネット制度について
- ・生活困窮者自立支援制度見直しの論点整理(案)について
- ・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の見直し等について 等

○第3回連絡協議会（平成29年6月29日）

- ・社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会での議論の経過等について
- ・低所得高齢者等住まい・生活支援の実施について
- ・新たな住宅セーフティネット制度の施行に向けて 等

○第4回連絡協議会（平成29年11月8日）

- ・新たな住宅セーフティネット制度について(施行にあたって)
- ・生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しについて 等

○第5回連絡協議会（平成30年9月25日）

- ・生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律について
- ・新たな住宅セーフティネット制度の施行状況について 等

第1回連絡協議会の様子



地方ブロックにおける福祉・住宅行政の連携

生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、**厚生局と地方整備局が連携**して、情報交換やヒアリング等を行うことにより地方公共団体等への支援に取り組む。

■市区町村居住支援協議会に係る情報交換会

地域の実情を踏まえた、よりきめ細やかな居住支援を実施するため、居住支援協議会について、体制構築や運営にあたってのハードルを洗い出し、先進事例・関連事例の紹介・意見交換等を通じて、市区町村単位の設立促進等を図る。

<実績>

○東北地方整備局、東北厚生局

- ・第1回：平成31年1月28日

○関東地方整備局、関東信越厚生局

- ・第1回：平成29年6月26日
- ・第2回：平成29年10月15日
- ・第3回：平成30年2月5日

○中部、北陸地方整備局、東海北陸厚生局

- ・第1回：平成29年9月15日
- ・第2回：平成29年11月10日
- ・第3回：平成30年4月27日
- ・第4回：平成30年11月1日

○近畿地方整備局、近畿厚生局

- ・第1回：平成29年9月1日
- ・第2回：平成29年11月20日
- ・第3回：平成30年3月9日

※平成31年2月25日の居住支援法人研修会応用編(大阪)においても連携して情報提供を行った

<情報交換会の様子>



■両地方局開催会議の相互参加 等

<平成28年度までの主な実績>

- H28. 11 第4回大規模集合住宅勉強会(厚生局主催：関東)
- H29. 2 関東信越厚生局地域包括ケア推進都県協議会(厚生局主催：関東)
- H29. 2 関東信越厚生局地域包括ケア推進政令市協議会(厚生局主催：関東)

<平成29年度以降の実績>

- H29. 4 第5回大規模集合住宅勉強会(厚生局主催：関東)
 - H29. 7 厚生局地域包括ケア推進課長会議(厚生局主催：関東)
 - H29. 7 地域包括ケアに関する市町村向けセミナー(厚生局主催：九州)
 - H29. 7 大規模集合住宅勉強会 団地視察(厚生局主催：関東)
 - H30. 2 四国すまいづくり推進会議(整備局主催：四国)※四国厚生局より情報提供
 - H30. 2 中国5県地域包括ケア担当者連絡会議(厚生局主催：中国四国)
 - H30. 4 近畿地域包括ケア連絡会議(厚生局主催：近畿)
 - H30. 6 地域包括ケアに関する市町村向けセミナー(厚生局主催：九州)
 - H30. 7 地域包括ケアに関する市町村向けセミナー(厚生局主催：九州)
 - H30. 12 さいたま新都心意見交換会(厚生局主催：関東)
- ※上記のほか、住宅・福祉双方に係る議題について、随時、相互参加する等により連携を実施

○中国地方整備局、中国四国厚生局

- ・第1回：平成30年10月23日

○九州地方整備局、九州厚生局、沖縄総合事務局

- ・第1回：平成30年8月30日
- ・第2回：平成31年1月21日

※平成31年3月12日 居住支援法人研修会応用編においても情報提供

全国居住支援法人協議会(略称:全居協)の設立

- 平成29年10月の住宅セーフティネット法の改正によって多様な居住支援を担う民間企業、団体等を都道府県が居住支援法人として指定する制度が創設されたが、居住支援法人のあり方は手探りの段階。法人が行う事業、地域のパートナー、効果的な支援モデル、住宅確保要配慮者のニーズ把握の方法と活動への反映など多様な課題が存在。
- 課題の認識と解決のために、全国の居住支援法人等が相互に情報を共有し、課題を学び、活動の参考にする必要。課題をともに協議し、有効なソリューションのあり方を模索することにより、居住支援法人の活動に資することを目的として「全国居住支援法人協議会」が設立。

1. 名称： 一般社団法人 全国居住支援法人協議会
2. 設立： 令和元年6月29日に設立総会・理事会を開催。理事等を選任
 会長： 村木 厚子(元厚生労働事務次官、津田塾大学客員教授)
 副会長： 三好 修(三好不動産社長、全国賃貸住宅経営者協会連合会会長)
 代表副会長： 奥田 知志(NPO抱樸理事長、(一社)生活困窮者自立支援全国ネットワーク代表理事)
3. 会員数： 1号会員:84団体(議決権有)、2号会員:59団体(議決権無)、
 賛助会員:15団体、21名 合計179団体・人



令和元年6月29日設立記念シンポジウムは全国から300名が参加

※居住支援法人及び指定を目指す団体が主対象 (令和2年3月31日現在、6月末は各67、44、12、13 合計136団体・人)

4. 主な活動： ①居住支援法人の事業・人材育成に関する全国研修会の実施
 ②関連情報、先進事例の情報提供
 ③住宅確保要配慮者向け相談
 ④居住支援法人設立支援
 ⑤政府への提言

令和元年度の研修会結果

東京会場:令和元年12月2日(月)134名参加
 大阪会場: " 12月9日(月)137名参加
 仙台会場:令和 2年 1月20日(月)46名参加
 福岡会場: " 2月17日(月)114名参加

残置物の処理等に関する契約の活用

残置物の処理等に関する契約の活用手引き

～単身高齢者が亡くなったときのために～

賃貸人が死亡すると、賃貸権と物件内に残された家財(残置物)の所有権は、その相続人に承継されるため、相続人の有無や所在が分からない場合、賃貸借契約の解除や残置物の処理が困難になることがあります。このようなリスクが主な原因となり、特に、単身の高齢者に対して賃貸人が建物を貸すことを躊躇する問題が生じています。

残置物の処理等に関する契約を活用しましょう

賃貸人の死亡時に契約関係及び残置物を円滑に処理することができるように、賃貸借契約の締結にあたり、賃貸人と受任者との間で、①賃貸借契約の解除と②残置物の処理に関する死後事務委任契約を締結しておくことが有効と考えられます。



① 賃貸借契約の解除事務の委任に関する契約

● 賃貸人の死亡時に賃貸人との合意によって賃貸借契約を解除する代理権を受任者に与えます。

② 残置物の処理事務の委任に関する契約

● 賃貸人の死亡時における残置物の廃棄や指定先への送付等の事務を受任者に委任します。
● 賃貸人は、「廃棄しない残置物」(相続人等に渡す家財等)を指定するとともに、その送付先を明らかにします。
● 受任者は、賃貸人の死亡から一定期間が経過し、かつ、賃貸借契約が終了した後に、「廃棄しない残置物」以外のものを廃棄します。ただし、換価することができる残置物については、換価するように努める必要があります。

国土交通省及び法務省では、「残置物の処理等に関するモデル契約条項」を公開しています。是非ご活用ください。

また、単身入居者を受け入れる際の様々な工夫や取組を紹介する「(大家さんのための)単身入居者の受入れガイド」についても、是非ご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_0k3_000101.html



「残置物の処理等に関するモデル契約条項」の詳細は裏面へ

モデル契約条項について

Q1

モデル契約条項を利用する場面は？

A1

- 単身の高齢者(60歳以上の者)が賃貸住宅を借りる場合に利用していただくことを想定しています。
- 入居者がお亡くなりになった後の契約関係の処理や残置物の処理に関する賃貸人の不安感が払拭され、単身の高齢者において賃貸住宅を借りやすくなるという効果が期待されます。



入居者がお亡くなりになった後の契約関係の処理や残置物の処理に関して賃貸人の不安感が生じにくい場面(例えば保証人がいる場合や若年層が賃貸住宅を借りる場合等)で利用すると、民法や消費者契約法に違反して無効となる可能性があります。

Q2

誰が受任者になれますか？

A2

- 入居者やその相続人の利害に大きく影響する契約であるため、以下のいずれかを受任者とするのが望ましいと考えられます。なお、賃貸人は入居者(の相続人)と利益相反の関係にあるため、賃貸人を受任者とするは避けるべきと考えられます。また、管理業者は賃貸人の利益を優先することなく、入居者(の相続人)の利益のために誠実に対応することが求められます。

- ☑ 入居者の推定相続人のいずれか
- ☑ 居住支援法人、管理業者等の第三者(推定相続人を受任者とするのが望ましい場合)

Q3

入居者は何をする必要がありますか？

A3

- ご自分が亡くなった後、廃棄する家財と廃棄しない家財(相続人等に渡す家財)を整理しましょう。
- 廃棄しない家財については、リストを作成したり、目印となるシールを貼っておく、受任者に示した一定の場所(金庫等)に保管するなど、廃棄しない家財であることを受任者が認識できるようにする必要があります。また、家財を渡す相手の住所等の送付先についても受任者が分かるように準備しましょう。

Q4

受任者は主に何をするのでしょうか？

A4

- 賃貸借契約の解除事務の委任に関する契約
 - 把握できている相続人が引き続き居住することを希望するかどうか等の事情を確認した上で、賃貸借契約を継続させる必要がなければ、賃貸人と合意の上、賃貸借契約を解除することができます。
- 残置物の処理事務の委任に関する契約
 - 廃棄する家財 …… 入居者の死亡から一定期間(少なくとも3か月)が経過し、かつ、賃貸借契約が終了した後に廃棄することができます。
 - 廃棄しない家財 …… 入居者から指定された相手に送付します。



賃貸人は、入居者が亡くなったことを知った際に受任者に通知したり、受任者から、住居内に入る際の鍵や家財を搬出等の際の立会いへの協力を求められることがあります。

国土交通省住宅局住宅総合整備課賃貸住宅対策室
〒100-8918 東京都千代田区豊が崎 2-1-3 TEL:03-5253-8111(代)
法務省民事局参事官室
〒100-8977 東京都千代田区豊が崎 1-1-1 TEL:03-3580-4111(代)

居住支援メールマガジンにご登録ください！！

- 国土交通省住宅局安心居住推進課では、2019年2月に**居住支援メールマガジン**を創設しました。
- 月1回程度、**居住支援に役立つ情報**を地域で居住支援に取り組む人々に**直接配信**しています！

登録方法

- ◆ご所属・お名前を記載いただき、下記アドレスまでご連絡ください。

※配信停止・配信先変更も同じアドレスです。



hqt-housing-support@mlit.go.jp

誰でも配信できます！！

- ◆このメールマガジンでは、みなさまの活動についても配信しております。

掲載希望の内容などございましたら、左記アドレス（登録と同じ）までご連絡ください！！

官・民、住宅・福祉問わず、**約1,800アドレス**が登録されています！！

- ◆過去のアーカイブ

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html

居住支援の促進に関する取組一覧(令和2年度)

課題

- 居住支援法人: 指定状況が地域で偏在。また、継続的・自立的な運営に課題を有する法人が多い。
- 居住支援協議会: 市町村の設立が伸び悩み。設立済みでも活動が低調な協議会が散見。

自治体支援・連携

～各団体の有する活動のノウハウや課題を共有～

■都道府県による意見交換会の実施

- ・これまで、居住支援法人の指定数が多い・指定がなかなか進まない都道府県を対象に2度の意見交換会を実施。
- ・今年度も、同じような状況の都道府県同士による意見交換会を実施。
⇒ 抱える課題の共有や整理、解決方法を検討。

■住まい支援の連携強化のための連絡協議会

- ・厚生労働省と国土交通省、法務省の関係局及び各関係団体による情報共有や協議を行う標記連絡協議会を設置。
⇒ 地方ブロック単位でも地方厚生局、地方整備局、地方更生保護委員会が連携して、情報交換やヒアリング等を実施。

伴走支援・個別支援

～「顔の見える関係」で住宅と福祉の垣根を取り払う～

■居住支援協議会伴走支援プロジェクト

- ・協議会の設立や活性化に意欲のある自治体等に手を挙げてもらい、ハンズオン支援を実施(新規採択は4自治体程度)。
- ・生活困窮制度との連携部門も新たに創設。
⇒ 課題、対応策に係るノウハウを整理し、今後の支援に活用。

■都道府県協議会の取組支援、市町村への個別支援

- ・都道府県居住支援協議会のセミナー後に市区町村含めた車座意見交換会を実施(10カ所程度)
⇒ 必要に応じて個別支援につなげる。

財政面・情報面からの支援

～持続可能なビジネスモデルへの転換を目指す～

財政支援

■居住支援法人・協議会の活動費に対する補助事業

- ・居住支援法人や居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する活動に対して、国が必要な費用を補助。
(補助限度額: 1団体あたり1,000万円) [予算: 10.5億円の内数]
- ※その他、居住支援法人が活用できる各種補助・助成金を一覧に整理

その他

■居住支援協議会設立・活性化手引きの作成

- ・居住支援協議会設立のメリットや先進事例を紹介するとともに、設立への検討過程の参考をとりまとめ。

情報支援

■居住支援全国サミットの開催

- ・平成24年度より厚生労働省と共催にて毎年開催。
- ・国における施策や全国の先進的な取組みの情報提供を行う。

■居住支援メールマガジン

- ・地域で居住支援に取り組む人々に居住支援に役立つ情報を月1回直接配信(約1,800アドレス)。
⇒ 意欲はあるがノウハウのない団体のネットワーク化を促進。

■居住支援法人研修会、居住支援法人リーダー研修会

- ⇒ エリア毎の居住支援法人のネットワーク形成を促し、身近な地域で交流や学び合いができるような関係構築の契機とする。
⇒ 地域で居住支援法人の相談を担える人材づくり

■居住支援法人アドバイス事業

- ・居住支援法人の指定申請や指定後の事業についてアドバイスを実施

1. 新たな住宅セーフティネット制度について

2. 高齢者に対する居住支援施策について

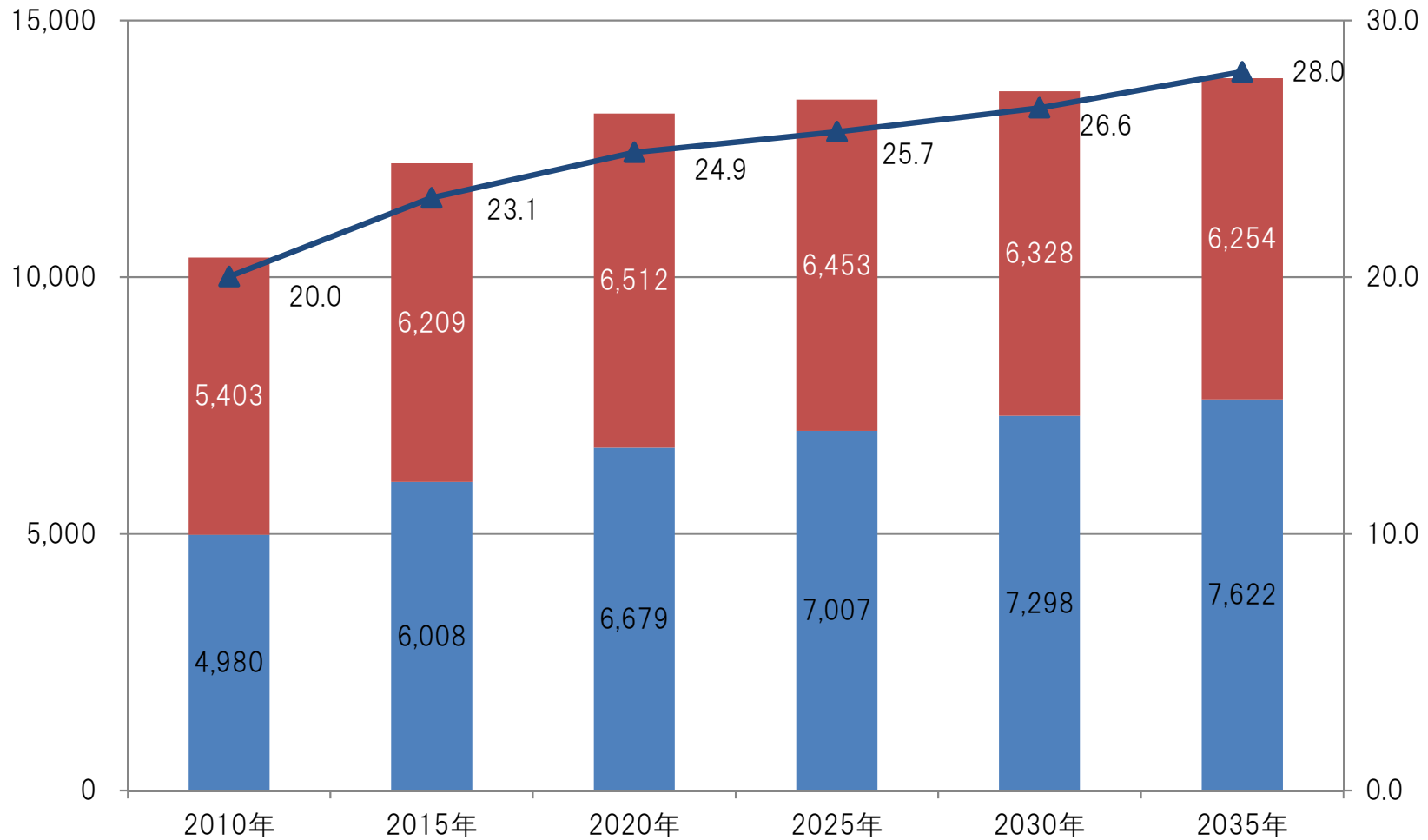
3. 再犯防止と住まい支援について

世帯主が65歳以上の単独世帯及び夫婦のみ世帯数の推計

○ 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく

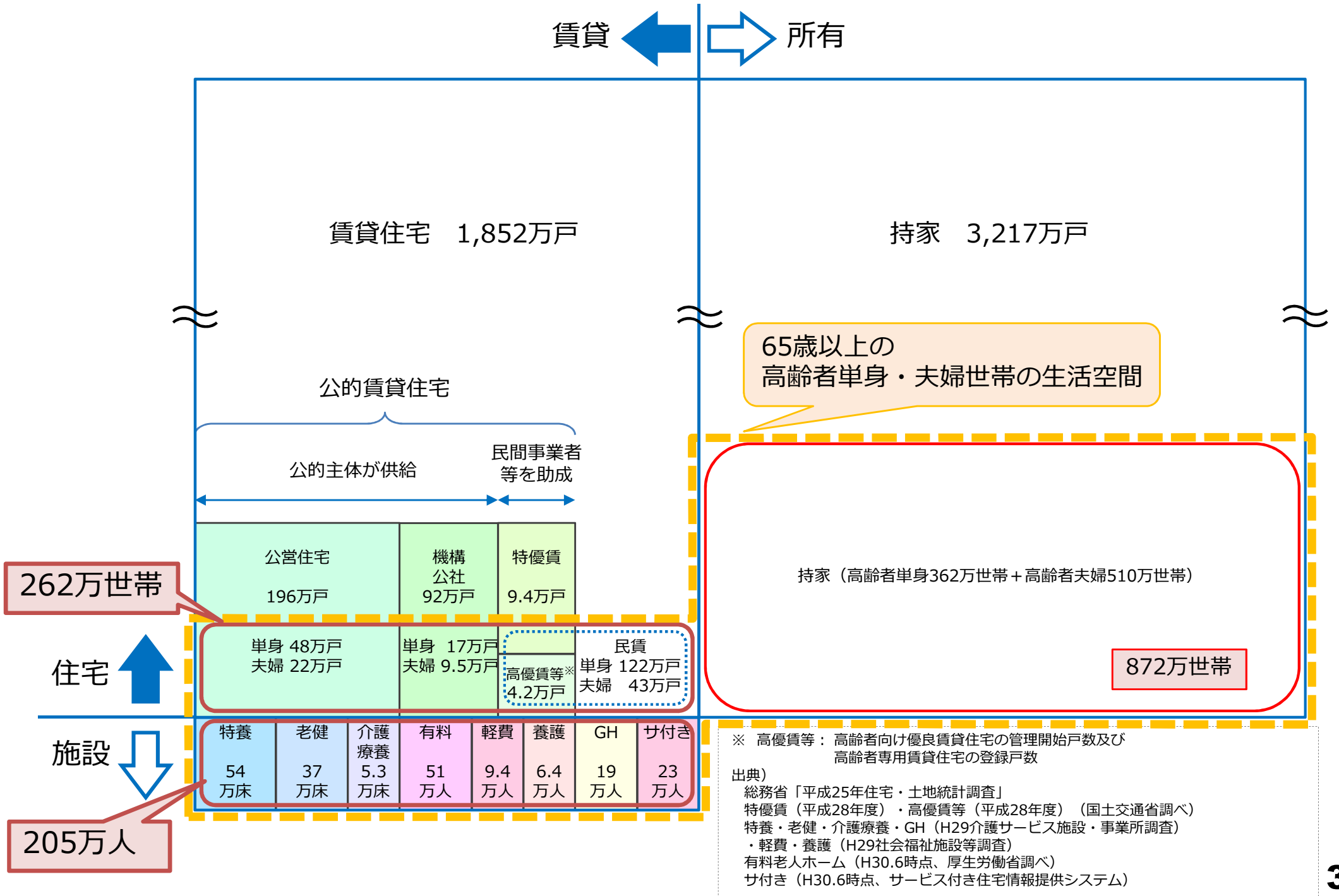
(1,000世帯)

(%)



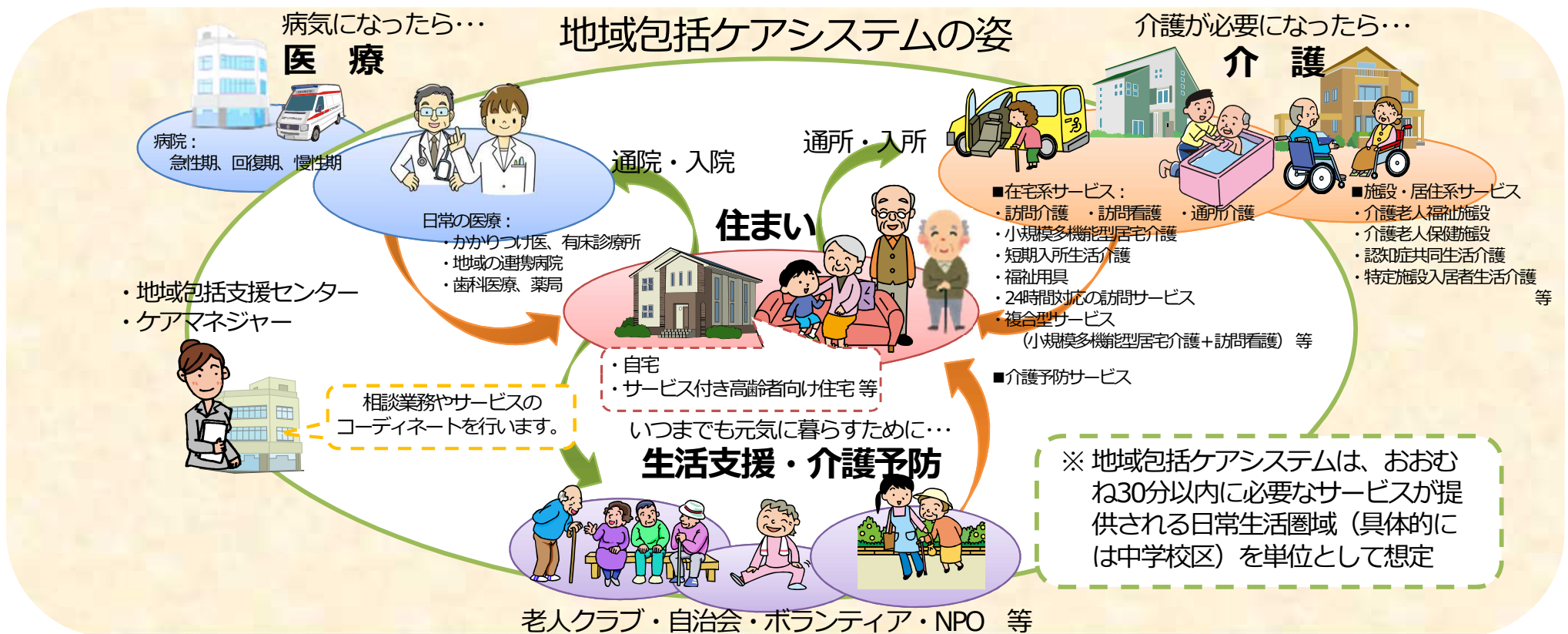
- 世帯主が65歳以上の夫婦のみの世帯数
- 世帯主が65歳以上の単独世帯数
- ▲ 世帯主が65歳以上の単独世帯と夫婦のみ世帯の世帯数全体に占める割合

高齢者の居住状況



地域包括ケアシステムの構築

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。



保険者機能強化推進交付金による評価

■ 住まいの確保と生活の一体的な支援に関する自治体の取組については、高齢者の自立支援・重度化防止に資するものとして保険者機能強化推進交付金により評価

都道府県

Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

(3) 生活支援体制整備等に係る支援

② 高齢者の住まいの確保・生活支援、移動支援に関する市町村の取組に対する支援の実施

ア 生活に困難を抱えた高齢者等に対する住まいの確保と生活の一体的な支援に関する市町村の取組に対する支援【15点】

(参考) 得点状況	都道府県数		割合
	全 国	23	48.9%
	中国地方	2	40.0%

令和3年度評価指標

市町村

Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

(6) 生活支援体制の整備

④ 高齢者の住まいの確保・生活支援、移動に関する支援を実施しているか。

ア 生活に困難を抱えた高齢者等に対する住まいの確保と生活の一体的な支援を市町村として実施している【10点】

(参考) 得点状況	市町村数		割合
	全 国	532	30.6%
	中国地方	32	29.9%

イ 市町村において居住支援協議会を設置している(市町村自らが設置したもののみを対象)【5点】

(参考) 得点状況	市町村数		割合
	全 国	74	4.3%
	中国地方	1	0.9%

低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業（平成26年度～）

1. 事業概要

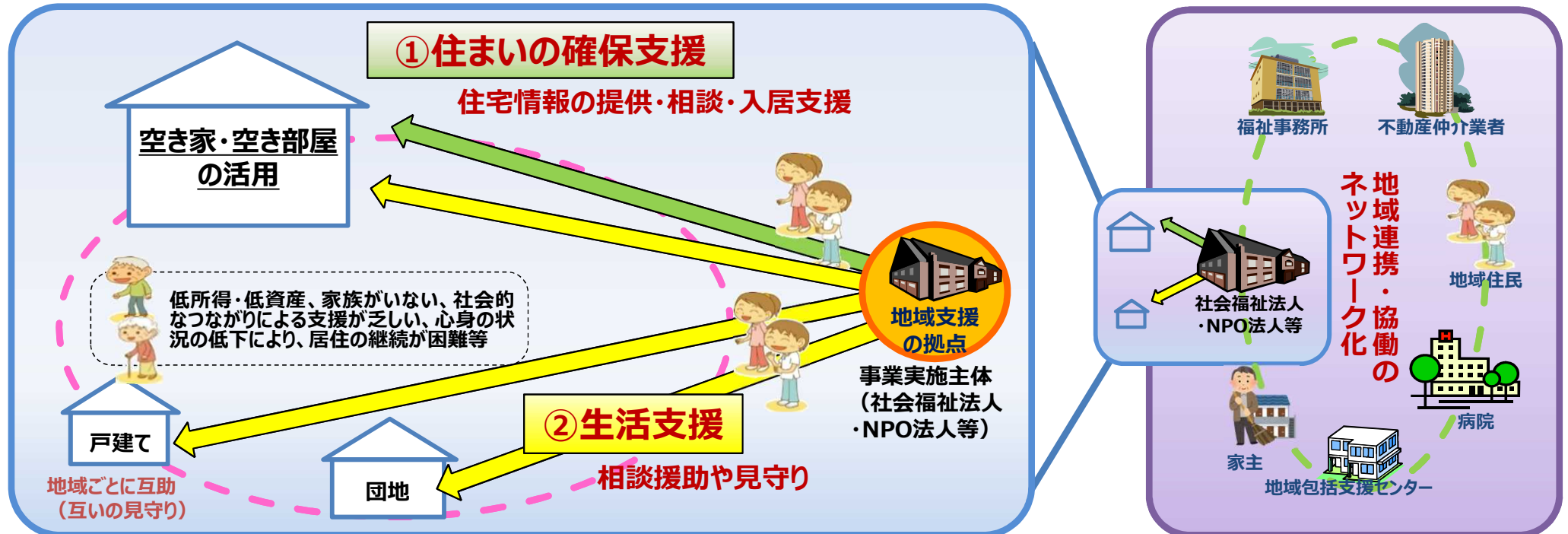
自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産高齢者等を対象に、社会福祉法人やNPO法人等が、**地域連携・協働のネットワークを構築し、**

- ① 既存の空家等を活用した住まいの確保を支援するとともに、
- ② 日常的な相談等（生活支援）や見守りにより、
高齢者等が住み慣れた地域において継続的に安心して暮らせるよう体制を整備する事業に対して助成。

2. 実施主体 市区町村（社会福祉法人、NPO法人等への委託可能）

※平成26年度以降、15自治体を実施

（事業のイメージ）



■ 本事業の取組結果については、下記の高齢者住宅財団ホームページに掲載

<http://www.koujuuzai.or.jp/wp/wp-content/uploads/2019/04/h30report.pdf>

地域支援事業の拡充によるモデル事業の全国展開（平成29年度～）

- 平成26年度から「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を行ってきたが、平成29年度以降は、各地域で行われている先進的・効果的な取組について、地域支援事業を始め、様々な方策を活用等しながら全国展開を図っている。
- 具体的には、地域支援事業の一つにある「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」について、入居に係る支援等の内容をより明確にした上で、事業の拡充を行った。

財源構成	介護保険制度
国 25% 都道府県 12.5% 市町村 12.5% 1号保険料 23% 2号保険料 27%	介護給付（要介護1～5） 予防給付（要支援1～2）
	地域支援事業 介護予防・日常生活支援総合事業（要支援1～2、それ以外の者） <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防・生活支援サービス事業 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス ・通所型サービス ・生活支援サービス（配食等） ・介護予防支援事業（ケアマネジメント） ○ 一般介護予防事業
国 38.5% 都道府県 19.25% 市町村 19.25% 1号保険料 23%	地域支援事業 包括的支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センターの運営 <ul style="list-style-type: none"> ・左記に加え、地域ケア会議の充実 ○ 在宅医療・介護連携推進事業 ○ 認知症総合支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期集中支援事業 ・認知症地域支援・ケア向上事業 ○ 生活支援体制整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置 等
	任意事業 <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護給付費適正化事業 ○ 家族介護支援事業 ○ その他の事業

平成29年度から「**地域支援事業の実施について**」（実施要綱）を改正（太字下線部分を追加）

カ 地域自立生活支援事業

次の①から④までに掲げる高齢者の地域における自立した生活を継続させるための事業を実施する。

① 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業

空き家等の民間賃貸住宅や、高齢者の生活特性に配慮した公的賃貸住宅（シルバーハウジング）、サービス付き高齢者向け住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等への**高齢者の円滑な入居を進められるよう、これらの住宅に関する情報提供、入居に関する相談及び助言並びに不動産関係団体等との連携による入居支援等を実施するとともに、これらの住宅の入居者を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣し、関係機関・関係団体等による支援体制を構築する等、地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まいを確保するための事業を行う。**

高齢者住まい・生活支援伴走支援事業（令和3年度：新規）

令和3年度予算
23,540千円【新規】

1. 目的

- 高齢者の住まいの確保と生活支援を進めるため、平成26年度から、「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を実施し、住まいの確保支援（住宅情報の提供・相談対応等）や生活支援（見守り等）に係る費用に対する助成を行い、平成29年度以降は、同様の取組に対して地域支援事業交付金により支援ができるようにしているところ。
- 一方、地域支援事業により、モデル事業と同様の取組を実施している自治体が非常に少なく、その理由として、**取組の実施にあたり、自治体内（住宅部局と福祉部局等）の調整や社会福祉法人・不動産業者等との調整など、関係者が多岐にわたること等から、検討が進まない**との意見があるところ。
- このため、有識者や厚労省職員等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整を行うことで、事業の実施に結びつけていくことを目的として、本事業を実施する。

2. 事業内容

厚労省職員や有識者等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整等の支援の実施。

① 事業の実施に向けた意見交換、課題に対する検討及びアドバイス

具体の事業の実施に向けて、事前に実施すべき実態の把握や、それを踏まえた取組の方向性等についての意見交換、課題に対する検討等の実施にあたって、有識者や、厚生労働省職員、国土交通省職員等を派遣し、アドバイスや事業関係者の調整等を実施。

② 制度や取組の事例、パンフレット等の周知

課題を踏まえた取組の事例等について周知

（本事業においては、事業の検討過程にも着目し、課題把握や取組に至った事例について、経緯等を含めて整理し、事業の検討にあたって実用的なパンフレット等作成を想定）

③ 第1線で活動されている行政職員・有識者の紹介

①の実施にあたって、必要に応じて既に取組を実施している自治体の職員や制度創設に関わった有識者等を紹介。

見守り等にかかる費用を「地域支援事業交付金」により支援。

※以前は「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」として支援。

支援

支援

<自治体における検討の流れ>

○自治体における課題の顕在化

高齢者が大家から入居を断られて、居住確保が困難な状況 等

○地域の実情を踏まえた対応方策の検討

- ・実態把握
- ・関係者との調整
- ・事業の具体化の検討

○事業の実施

- ・相談対応、不動産店への同行
- ・社会福祉法人による見守り 等

3. 実施主体

国（公募により民間に委託）

令和3年度「高齢者住まい・生活支援伴走支援プロジェクト」募集要領 (1/3)

1. 応募の趣旨

高齢単身世帯や高齢者のみ世帯について、大家が入居制限する理由として、孤独死などの不安等によるところが多いところであり、これらに対応するため、社会福祉法人が不動産関係団体と連携し、高齢者の入居支援と、入居後の見守りサービスを提供する事例等があるところです。

厚生労働省においては、高齢者の住まいの確保と生活支援を進めるため、平成26年度から、「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を実施し、住まいの確保支援（住宅情報の提供・相談対応等）や生活支援（見守り等）に係る費用に対する助成を行い、平成29年度以降は、同様の取組に対して地域支援事業交付金により支援ができるようにしております。

一方、地域支援事業により、モデル事業と同様の取組を実施している自治体の数は十分とは言えず、その理由として、取組の実施にあたり、自治体内（住宅部局と福祉部局等）の調整や社会福祉法人・不動産業者等との調整など、関係者が多岐にわたること等から検討が進まないとの意見もいただいています。

このため、本事業により、有識者や厚労省職員等を派遣し、高齢者の住まいの確保と生活支援を行う事業の実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整等を行い、実施に向けた伴走支援を行っていくものです。

2. プロジェクトの内容

○応募主体

市区町村

※福祉部局又は住宅部局のいずれか一方でも連名でも応募可能

※都道府県、社会福祉法人等との連名も可能

○支援の期間

令和3年7月頃～令和4年3月（予定）

○支援内容

・厚生労働省職員、国土交通省職員、有識者等の現地派遣
（勉強会の講師、関係者との調整等）

・課題の相談及びアドバイス

・制度や他の取組事例、パンフレット等の情報提供

・第一線で活動されている行政職員・実務者の紹介

※なお、本プロジェクトの事務局運営は外部事業者へ委託予定です。

（注意事項）

※高齢者の住まいの確保と生活支援の取組は、地域の関係者による主体性・合意が重要であり、本プロジェクトにより、こうした取組を進めるための関係者間の調整等を一層促進することがねらいです。

※本プロジェクトに資金面の支援は含まれていません。高齢者の住まいの確保と生活支援の取組を実施するための費用については、地域支援事業の活用等をご検討ください。

※選定団体については、厚生労働省が開催するセミナー等において、発表等をお願いする場合がございます。

※本プロジェクト運営事務局等の外部委託手続スケジュールにより、支援の開始が前後する可能性があります。

令和3年度「高齢者住まい・生活支援伴走支援プロジェクト」募集要領 (2/3)

3. 応募の手続き

○募集期間

令和3年4月26日（月）～令和3年6月4日（金） 17時必着

○提出先・方法

募集期間中に、応募用紙を下記の担当部局へ、電子メールにて提出すること。

※提出時のメールの件名は、「【提出】団体名」

応募用紙のファイル名は、「団体名」とすること。

<提出先>

厚生労働省老健局高齢者支援課高齢者居住支援係

E-mail:kourei-juutaku@mhlw.go.jp

4. 事業の選定

- ・ 地域特性や選定により見込まれる効果などを踏まえ、合計で5団体程度を想定
- ・ 6月中に選定結果をメールにて連絡する予定
 - ※選定に先立って、追加の聞き取りを実施する可能性があります。
 - ※選定されなかった場合にも、提出頂いた応募内容は、必要な範囲で関係省庁や有識者と共有させて頂き、応募者を含めた高齢者の住まいの確保と生活支援に取り組む方々の支援に役立たせて頂きます。

5. 問い合わせ先

厚生労働省老健局高齢者支援課高齢者居住支援係

E-mail:kourei-juutaku@mhlw.go.jp

電話 03-5253-1111（内線：3981, 3976）

※ 可能な限りメールによるお問い合わせをお願いします。

令和3年度「高齢者住まい・生活支援伴走支援プロジェクト」募集要領 (3/3)

「高齢者住まい・生活支援伴走支援プロジェクト」応募用紙

令和3年__月__日作成

1. 基本情報	
応募者（市区町村名）	
福祉部局・住宅部局の別	
連絡先	担当者名
	部署名・役職
	電話番号
	メールアドレス
2. 高齢者の住まいの確保と生活支援の取組に向けたこれまでの検討状況	
①これまでの高齢者の住まいの確保と生活支援の取組に向けた動き	
②現在高齢者の住まいの確保と生活支援の取組ができていない原因・課題	
3. 高齢者の住まいの確保と生活支援の取組を実施していないことによる問題と今後のビジョン	
①高齢者の住まいや生活においてどのような問題が生じているのか	
②取組が実施されればどのような効果があるのか・応募者はどのような役割を果たしていくつもりなのか	
4. 社会福祉法人や居住支援法人、不動産関係団体等との連携	
○取組の実施に向けた社会福祉法人等との連携の予定等	

5. 高齢者の住まいの確保と生活支援の取組の実施に向けたロードマップ及び本プロジェクトで求めるサポート

①取組の実施に向けたロードマップ（スケジュール、実施ステップ等）

②ロードマップにおいて、本プロジェクトによって厚生労働省や関係者（有識者、国土交通省等）にお願いしたい事項

※赤字は記入例等。分量は全体で2〜3枚程度としてください。
※都道府県等と連名の場合は、「1. 基本情報」の欄を追加してください。

(参考) 令和2年度老人保健健康増進等事業による主な成果 (1/2)

■ 厚生労働省では補助金（老人保健健康増進等事業）を活用し、居住支援施策の推進に向けた調査研究事業を実施

住まいと生活支援の一体的提供に関する取組の普及啓発事業（一般財団法人 高齢者住宅財団）

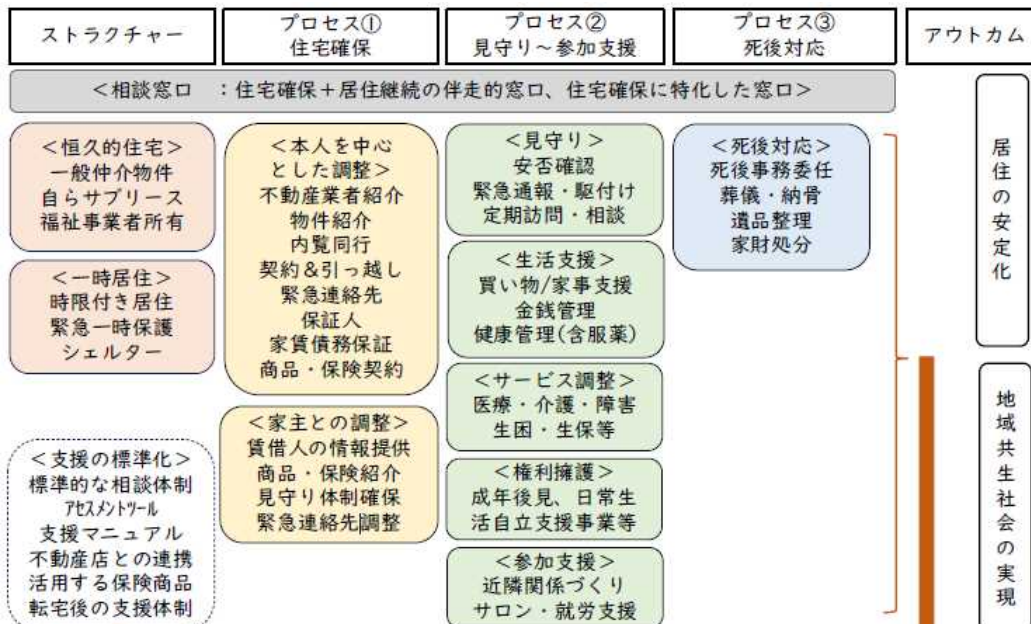
(目的・背景) 住まいと生活支援を一体的に提供する取組は、高齢者の住み慣れた地域での居住継続を可能にするだけでなく、既存住宅ストックの有効活用、社会福祉法人の新たな役割の創出など多様な効果を生むが、取組は一部にとどまっている。そこで、本取組の普及を目指し、まず**社会福祉法人等による好事例（右表）を収集・整理（下図）**し普及することで全国規模での取組の機運を醸成。

委員	日本社会事業大学専門職大学院 教授	井上 由起子
委員	公益財団法人全国宅地建物取引業協会連合会 不動産総合研究所	岡崎 卓也
	大牟田市企画総務部総合政策課 主査	梅本 政隆

※厚生労働省老健局や国土交通省住宅局職員がアドバイザーとして参画

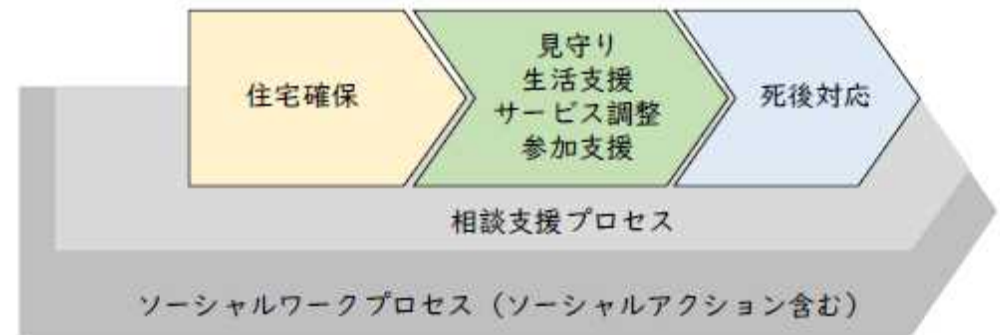
法人名	所在地	主な対象・取組のPoint
社会福祉法人 多摩同胞会	東京都	高齢者・地域包括支援センターによる地域支援として実施
社会福祉法人 聖光会	山口県	高齢者・グループ法人の居住支援法人との連携
社会福祉法人 佑啓会	千葉県	障害者・GHの運営上、不動産会社との関係構築
社会福祉法人 クムレ	岡山県	障害者・地域公益活動の一環で事業開始
社会福祉法人 豊年福祉会	大阪府	生活困窮者・法人独自の地域福祉活動(自主財源)
社会福祉法人 天竜厚生会	静岡県	生活困窮者・モデル事業から一時居住支援事業へ
社会福祉法人 南高愛隣会	長崎県	刑余者・地域生活定着支援センターとの連携
公益社団法人 愛知共同住宅協会	愛知県	全般・フリーダイヤルによる大家、入居者、支援者の相談対応
社会福祉法人 長野県社会福祉協議会	長野県	生活困窮者・債務保証や死後対応、市社協(生活支援)と連携

個別支援としての居住支援プログラムの全体像



実践を重ねるなかでストラクチャーに、標準的な相談体制、アセスメントツール、活用する保険商品、転宅後の支援体制等が蓄積され、支援の標準化が進む。

居住支援プログラムとソーシャルワーク



相談支援プロセスの一部に「住宅確保支援」や「見守り・生活支援・サービス調整・参加支援」、「死後対応」などが含まれる（マイクロレベル）

居住支援協議会等は、債務保証と見守りを組み合わせたパッケージの開発など共通課題を解決する仕組みの構築やネットワークづくりに力点（メゾレベル）

資源開発、ネットワーク形成などを伴いながら、包括的・継続的なソーシャルワークの体制構築への寄与をめざす点が居住支援プログラムの独自性

(参考) 令和2年度老人保健健康増進等事業による主な成果 (2/2)

■ 厚生労働省では補助金（老人保健健康増進等事業）を活用し、居住支援施策の推進に向けた調査研究事業を実施

地方自治体における居住支援の取組に関する調査研究事業（一般財団法人 高齢者住宅財団）

（目的・背景）住まいと生活支援を一体的に支援する取組の実施には、福祉・住宅関係者の接点がない、行政内での連携が困難などの課題があり普及が進んでいない。その一方で、今後、民間住宅による入居拒否・退院後の住まい確保・サ高住や有料への入居困難な低所得高齢者など、地域での居住支援ニーズは高まる。そこで、**居住支援の取組意向をもつ自治体等に有識者や実践者を派遣して伴走支援**を行い、立ち上げプロセスや課題・対応策等を整理。

日本大学文理学部社会福祉学科 教授	白川 泰之
京都府立大学生命環境学部環境デザイン学科 准教授	鈴木 健二
社会福祉法人リガーレ暮らしの架け橋 理事長	山田 尋志
社会福祉法人やすらぎ会 住まいの生活支援事業担当	吉田 真哉

委員

伴走支援対象

成果・展望等

東京都足立区	<ul style="list-style-type: none"> ・居住支援協議会の設立 ・支援ニーズの把握による支援体制の強化
滋賀県東近江市 (社会福祉法人六心会)	<ul style="list-style-type: none"> ・基盤形成期と位置付け地域の関係づくり ・具体的なビジョンの構築と関係者間での共有
大分県日出町 (社会福祉法人陽谷福祉会)	<ul style="list-style-type: none"> ・町の関係部局と社協の間で連携検討会議を開催 ・不動産業者へのアンケート調査

※厚生労働省老健局や国土交通省住宅局等の職員がわが「バ」-として参画

居住支援施策の普及のPoint

- 潜在的に居住支援に関心をもつ自治体や社会福祉法人は一定数あると想定され、こうした**自治体と社会福祉法人とがどのように接点をもち、第一歩を踏み出していただくか？**
- 居住支援の取組には**定型がなく**、また、「**住宅・福祉連携**」と「**官民共働**」が必要条件であり、体制づくりを行うためには**国・実践者・専門家等による外部からのサポートが有効**

（キーワード）
共通的な課題

- 行政内の福祉・住宅部局の連携を進めるには？
- 連携体制を継続していくには？
- 高齢者等に対する不動産業者や大家のイメージを変えていくには？
- 福祉関係者と不動産関係者の役割分担とは？
- 居住支援のメニューはどこまで準備しておくべきか？

高齢者住まい・生活支援伴走支援事業（厚生労働省令和3年度予算）の効果が期待

1. 新たな住宅セーフティネット制度について

2. 高齢者に対する居住支援施策について

3. 再犯防止と住まい支援について

法務省の取組

～再犯防止と住まい支援～

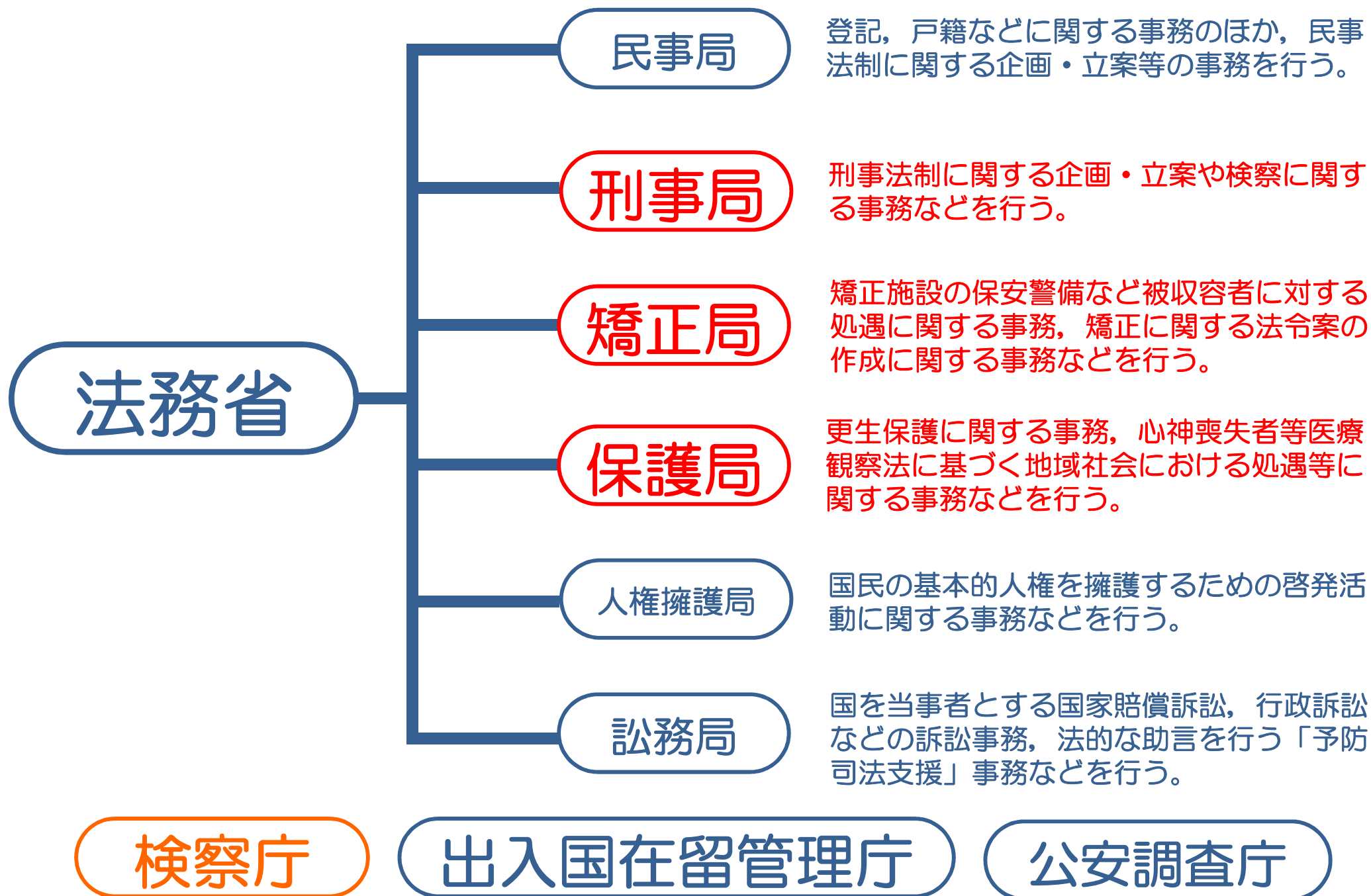


広島矯正管区第二部 成人矯正調整官 阿部 高史

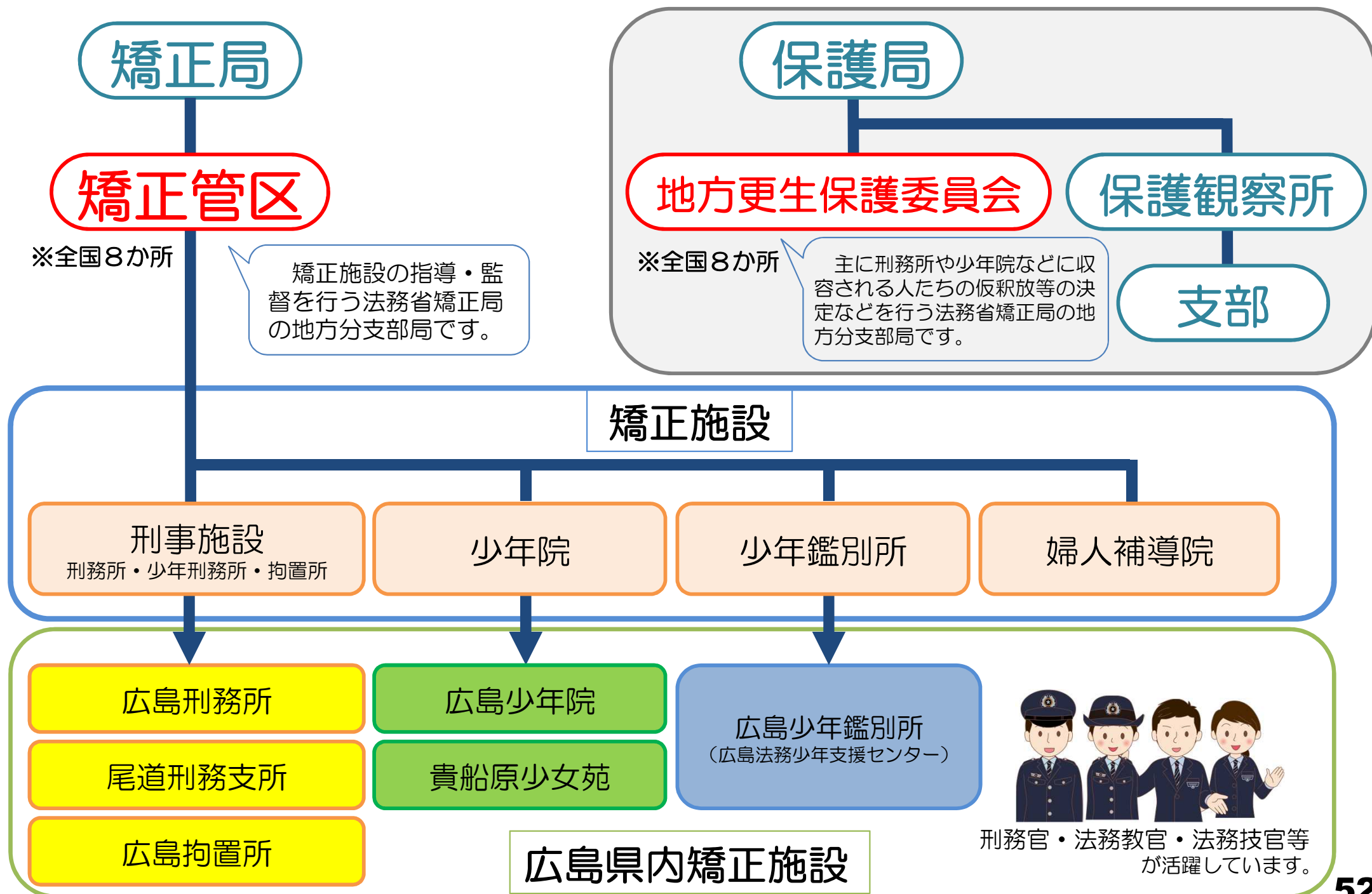


中国地方更生保護委員会 調整指導官 小山 亮平

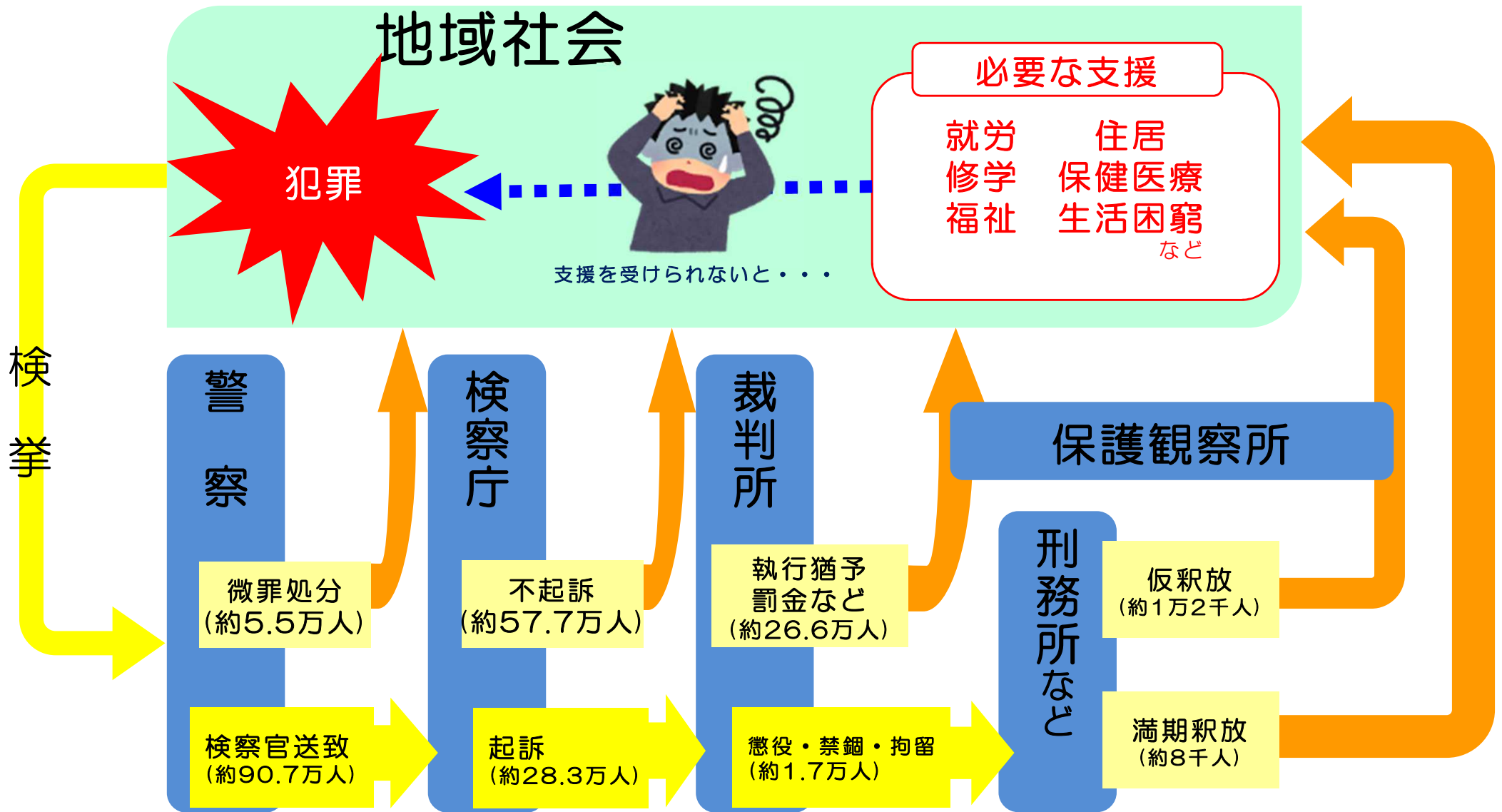
法務省の組織



矯正局・保護局の組織



刑事手続の流れ



負のスパイラルを断つためには、再犯防止施策の推進が重要！ 53

再犯防止推進計画

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する115の施策を盛り込んだ初めての計画

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保し再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点事項

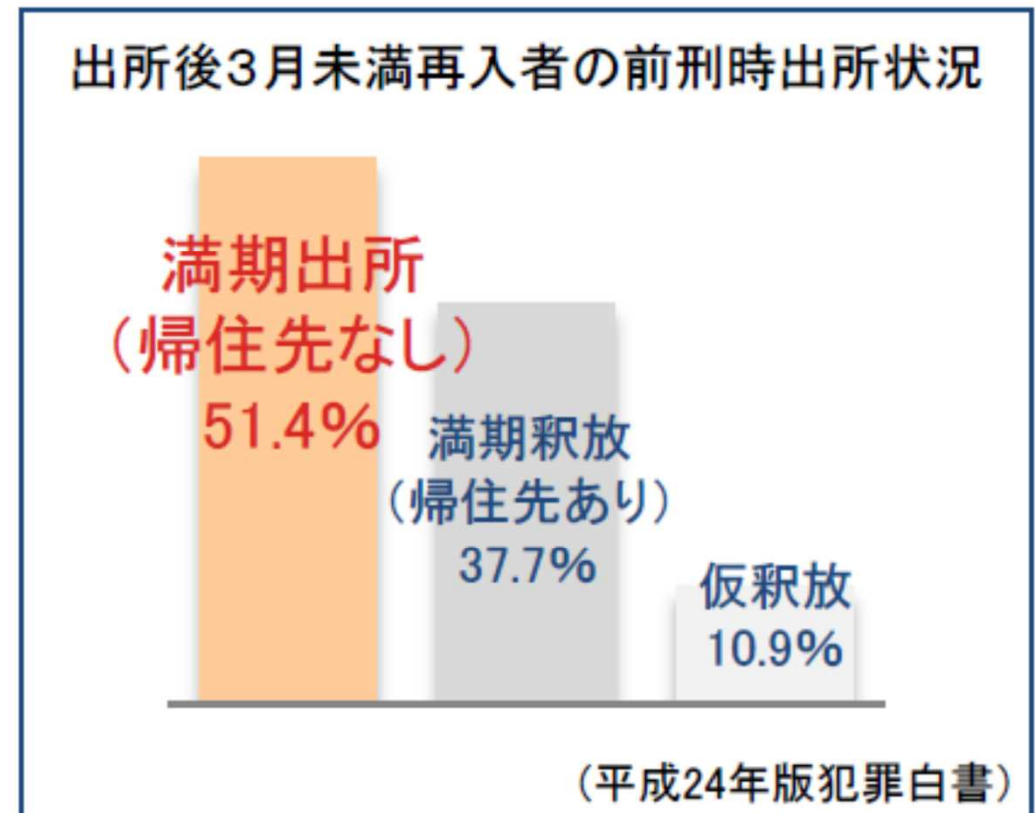
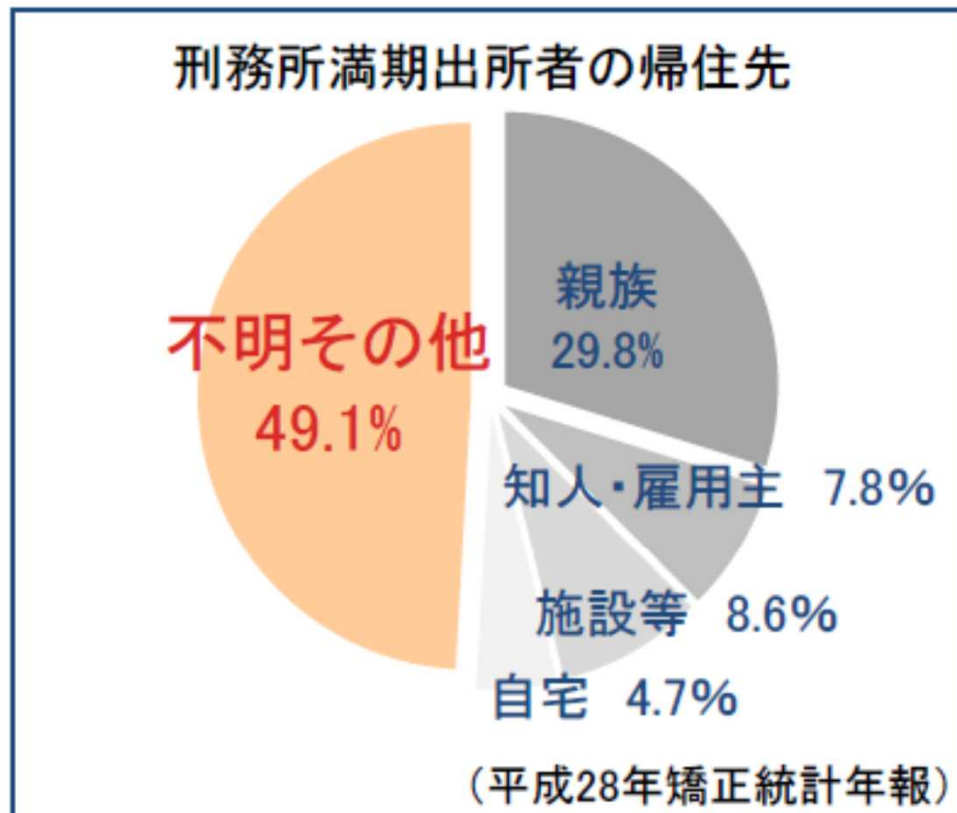
- ① 就労・住居の確保
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施
- ④ 特性に応じた効果的な指導の実施
- ⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
- ⑥ 地方公共団体との連携強化
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

計画を着実に実施することで、政府目標（平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

住居の確保の重要性

刑務所満期出所者のうち約5割が、
適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所している

適当な帰住先が確保されないまま出所した者は、
帰住先が確保された者と比較して、再犯に至るまでの期間が短い



住居の確保における課題

身元保証者を確保できないなどにより、適切な定住先を確保することができないまま更生保護施設等を退所し、再犯に至る者が存在する。

地域社会における定住先の確保への取組

○住居の確保を困難にしている要因の調査等【施策番号29】【法務省】

法務省は、犯罪をした者等の住居の確保を困難にしている要因について調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、その調査結果に基づき、身元保証制度の在り方の見直しを含め、必要に応じ、所要の施策を実施する。

○住居の提供者に対する継続的支援の実施【施策番号30】【法務省】

法務省は、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者に対し、住居の提供に伴う不安や負担を細かに把握した上で、身元保証制度の活用を含めた必要な助言等を行うとともに、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、保護観察対象者等についての必要な個人情報を提供する。併せて、保護観察対象者等に対し、必要な指導等を行うなど、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者に対する継続的支援を実施する。

○住居を確保できない者を雇用しようとする協力雇用主に対する支援【施策番号12】【法務省】

○公営住宅への入居における特別な配慮【施策番号31】【国土交通省】

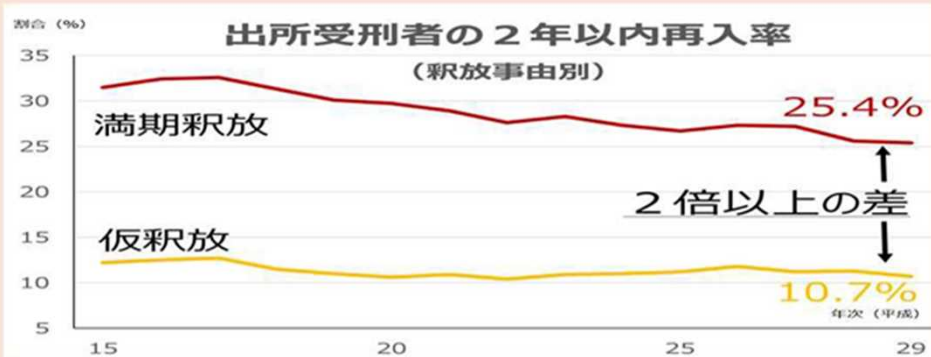
○賃貸住宅の供給の促進【施策番号32】【国土交通省、法務省】

再犯防止推進計画加速化プラン（住居関係抜粋・要約）

「再犯防止推進計画」（平成29年12月閣議決定、計画期間：平成30年度～令和4年度）に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき3つの課題に対応した各種取組を加速化させるもの。

1 満期釈放者対策の充実強化

(1) 現状と課題



⇒出所受刑者の2年以内再入率について、満期釈放者は仮釈放者の2倍以上の差があり、全体を16%以下にするという政府目標を確実に達成し、更に数値を下げるためには、満期釈放者対策は不可欠

(2) 成果目標

令和4年までに、満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少

※ 2,726人（直近5年間の平均） → 2,000人以下

(3) 成果目標の達成に向けた主な具体的取組

- 出所後の帰住先の確保を始めとした生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用
- 満期釈放者に対する受け皿や相談支援等の充実

■ 現状

- 満期釈放となる最大の要因は、**適当な帰住先が確保されないこと**。
- 仮釈放の申出ができなかった者の**約4割が住居調整不良**による。

■ 課題

- 社会での**適当な帰住先を確保した状態で社会復帰**させるための施策
 - **満期釈放となった場合であっても、地域の支援につなげる仕組みの構築**
- “切れ目のない” “息の長い” 支援体制

■ 具体的な取組

○ 満期釈放者に対する受け皿等の確保

釈放後の支援の必要性が高い満期釈放者について、生活環境の調整の結果に基づき、刑事施設、保護観察所、公共職業安定所、更生保護就労支援事業所、地域生活定着支援センター及び地方公共団体が、就労支援、職場への定着支援及び福祉サービスの利用支援等の面での連携を強化し、更生保護施設、自立準備ホーム、住込み就労可能な協力雇用主、福祉施設、公営住宅等の居場所の確保に努める。

また、**居住支援法人と連携した新たな支援の在り方を検討**する。

○ 満期釈放者の相談支援等の充実

更生保護施設を退所した者に対する継続的な相談支援によるフォローアップを強化するとともに、就労支援又は**居住支援と連携した満期釈放者に対する生活相談の在り方を検討**する。

最後に

これからの居住支援

社会を取り巻く環境（単身化、低年金化、家族機能低下）からみて、高齢者を中心に、居住支援を必要とする者の増加が予想される。

①住宅確保支援のみの者も増えるが、それ以上に②伴走的支援を必要とする者が増える。

①：債務保証保険（含む孤独死対策）＋安価な見守り＋死後事務委任など

②：分野別対象者別支援から複

相談窓口体制の考え方

生活基盤としての居住支援
（特別な支援から普遍的支援へ）



地方公共団体への期待

- ・ 居住支援は **住宅 × 福祉** という業界を超えた他職種連携
- ・ 対象者別分野別福祉から複合的支援へ。困窮者や単身高齢者の増加。居住支援は高度だが日常的なものとなる。**不動産、福祉、司法など業界内外をこえた連携**が求められる。
- ・ ゆえに、事業者のミクロな居住支援を俯瞰的に把握し、**地域の社会資源やネットワークの強みを活かした体制構築**が居住支援には不可欠。その意味で、地方公共団体や居住支援協議会が果たす役割はとても大きい。と感じています。

中国地方の居住支援施策関係 4 機関連絡先

- 中国地方の居住支援施策について自治体の皆様と一緒に考えていきたいと思ひます。
- 取組を進めるに当たつての困りごとなど、お気軽に下記連絡先までご相談ください。

<新たな住宅セーフティネット制度関係（居住支援協議会・居住支援法人など）>

中国地方整備局 建設部 都市・住宅整備課

TEL 082-511-6197

<地域包括ケアシステム関係（地域支援事業の活用など）>

中国四国厚生局 健康福祉部 地域包括ケア推進課

E-mail cskousei167@mhlw.go.jp

TEL 082-223-8280

<再犯防止対策関係（再犯防止推進計画など）>

広島矯正管区 第一部 更生支援企画課

E-mail 2.hiroshimakyouus.627@i.moj.go.jp

TEL 082-223-8177

中国地方更生保護委員会

E-mail tyugoku-kouseihogo@i.moj.go.jp

TEL 082-221-4498